

官報号外 昭和三十四年三月十一日

○第三十一回 参議院会議録第十五号

昭和三十四年三月十一日(水曜日)午前
十時三十八分開議

議事日程 第十五号
昭和三十四年三月十一日
午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する
二重課税の回避及び脱税の防止
のための日本国とバキスタンとの間の条約の締結について承認
を求めるの件

第二 所得に対する租税に関する
二重課税の回避及び脱税の防止
のための日本国とノルウェーとの間の条約の締結について承認
を求めるの件

第三 社会教育法等の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国立学校設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 皇太子明仁親王の結婚の儀
の行われる日を休日とする法律
案(衆議院提出)

第六 日本觀光協会法案(内閣提
出)

第七 自動車ターミナル法案(内
閣提出)

第八 警察法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

第一九 特別鉱害復旧特別会計法
を廃止する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

第二〇 昭和二十八年度から昭和
三十三年度までの各年度における
国債整理基金に充てるべき資
金の繰入の特例に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第二一 海岸砂地帶農業振興臨
時措置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二二 海岸砂地帶農業振興臨
時措置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二三 煙地農業改良促進法の一
部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第二四 農山漁村電氣導入促進法
の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第二五 農林省設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

第二六 水産庁設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

第二七 中小企業信用保険公庫法
の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第二八 商工組合中央金庫法の一
部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第二九 接收貯金庫等の処理に関
する法律案(内閣提出)

第三〇 公立の高等学校の夜間勤務手当の支給に関する
法律案(湯山勇君外三名発議)

第二六 國有財產法第十三条第二
項の規定に基き、國会の議決を
求めるの件(衆議院送付)
○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、
朗讀を省略いたします。

去る四日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

第一九 特別鉱害復旧特別会計法
を廃止する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

第二〇 昭和二十八年度から昭和
三十三年度までの各年度における
国債整理基金に充てるべき資
金の繰入の特例に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第二一 海岸砂地帶農業振興臨
時措置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二二 海岸砂地帶農業振興臨
時措置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

第二三 煙地農業改良促進法の一
部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第二四 農山漁村電氣導入促進法
の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第二五 農林省設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

第二六 水産庁設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

第二七 中小企業信用保険公庫法
の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第二八 商工組合中央金庫法の一
部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第二九 接收貯金庫等の処理に関
する法律案(内閣提出)

第三〇 公立の高等学校の夜間勤務手当の支給に関する
法律案(湯山勇君外三名発議)

同日内閣から左の議案を提出した。
よって議長は即日これを通信委員会に
付託した。

日本放送協会昭和三十一年度財産目
錄、貸借対照表及び損益計算書並び
にこれに関する説明書

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を大蔵委員会に付託した。

皇太子明仁親王の結婚の儀の行わ
れる日を休日とする法律案

同日議長は、衆議院から予備審査のた
め送付された左の議案を建設委員会に
付託した。

九州地方開発促進法案(小澤佐重喜
君外六十二名提出)

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

左藤 義登君
井上 知治君
林田 正治君
一松 定吉君
青柳 秀夫君
井上 知治君
林田 正治君
劍木 亨弘君
前田佳都男君
川村 松助君
小山邦太郎君
安井 謙君
杉原 荒太君

同日議長は、衆議院から予備審査のた
め送付された左の議案を建設委員会に
付託した。

九州地方開発促進法案(小澤佐重喜
君外六十二名提出)

同日議長は、衆議院から予備審査のた
め送付された左の議案を建設委員会に
付託した。

消防法の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院から予備審査のた
め送付された左の議案を建設委員会に
付託した。

消防法の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院から予備審査のた
め送付された左の議案を建設委員会に
付託した。

株式会社の再評価積立金の資本組入
に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院から予備審査のた
め送付された左の議案を建設委員会に
付託した。

社会福祉事業法の一部を改正する法
律案

同日議長は、衆議院から予備審査のた
め送付された左の議案を建設委員会に
付託した。

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法
案

同日議長は、衆議院から予備審査のた
め送付された左の議案を建設委員会に
付託した。

工場立地の調査等に関する法律案

同日議長は、衆議院から予備審査のた
め送付された左の議案を建設委員会に
付託した。

(芳賀貢君外十七名提出)

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案可決報告書
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案可決報告書
日本国とアメリカ合衆国との間の安保保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案可決報告書
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案
同日内閣総理大臣から議長宛、郵政省郵務局長板野學君及び労働省婦人少年局長谷部せつ君の第三十一回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。酒井利雄

君から二十六日間、井上知治君、林田正治君から二十五日間、いずれも病氣のため請假の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって、いざれも許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 去る七日、わが国民主政治発展のために力を尽されました元内閣総理大臣衆議院議員鳩山一郎君が逝去了られました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、参議院は、同君に対し院議をもつて弔詞を贈呈することとの動議を提出いたします。

○石黒忠篤君 私は、ただいまの椿君の動議に賛成をいたします。

○議長(松野鶴平君) 椿君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。また、内閣總理大臣、衆議院議員正二位大勲位鳩山一郎君の長逝に對しまして、つつしんで哀悼の意を表し、特に院議をもつてうやうやしく弔詞をささげます。

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、所得に対する租税に関する二重課税及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件、

右国会に提出する。

昭和三十四年二月二十五日
内閣總理大臣 岸 信介

（1）この条約の対象である租税は、次のもとのとする。
(a) パキスタンにおいては、所得税、附加税及び事業利得税（以下「パキスタンの租税」という。）

(b) 日本国においては、所得税及び法人税（以下「日本の租税」という。）

（2）この条約は、(1)に掲げる租税と実質的に同様の性質を有し、かつ、この条約の署名の日の後にいずれの一方の締約国によつて課せられる他の租税についても、また、適用する。

（3）この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、(a)「パキスタン」とは、パキスタンの諸州及び連邦の首府をいふ。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいふ。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本又はパキスタンをいふ。

（4）「日本の法人」とは、法人又は法人格を有しない団体で日本国内に本店又は主たる事務所を有するものをいう。

(5) 「日本国の居住者」とは、日本國の租税の課稅上日本國の居住者であり、かつ、パキスタンの租稅の課稅上パキスタンの居住者でない個人をいい、「パキスタンの居住者」とは、パキスタンの租稅の課稅上パキスタンの居住者であり、かつ、日本國の居住者でない個人又は課稅上日本國の居住者でない個人（パキスタンの法人を除く。）をいふ。

(6) 「一方の締約国の居住者」及び「他方の締約国居住者」とは、文脈により、日本國の居住者又はパキスタンの居住者をいふ。

(7) 「一方の締約国法人」及び「他方の締約国法人」とは、文

日本国外務大臣 藤山愛一郎
パキスタン政府
大使 オマル・ハヤット・マリク
日本國駐在パキスタン特命全权
日本國駐在パキスタン特命全权
外務委員長杉原荒太君。

〔審査報告書は都合により第十八号末尾に掲載〕

（e）「パキスタンの法人」とは、法人体であつて、その事業がパキスタンにおいて管理され、かつ、支配されているものをいう。ただし、(f)に定義する日本の法人を含まない。

（d）「租税」とは、文脈により、日本國の租税又はパキスタンの租税をいふ。

（e）「パキスタンの法人」とは、法人体であつて、その事業がパキスタンにおいて管理され、かつ、支配されているものをいう。ただし、(f)に定義する日本の法人を含まない。

脈により、日本の法人又はパキスタンの法人をいう。

(j) 「日本の企業」とは、日本国居住者又は日本の法人が日本国において営む産業上又は商業上の企業又は事業をいい、「パキスタンの企業」とは、パキスタンの居住者又はパキスタンの法人がパキスタンにおいて営む産業上又は商業上の企業又は事業をいい。

(k) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又はパキスタンの企業をいう。

(l) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文

脈により、日本の企業又はパキスタンの企業をい。う。

(m) 「恒久的施設」とは、一方の締約国に關して用いるときは、事務所、支店、工場又は倉庫のような事業を行う一定の場所で、当該企業が事業を行つてゐるものとす。ただし、偶發的かつ一時的に使用される單なる貯蔵施設を含まない。恒久的施設は、採掘されている鉱山、採石場その他天然資源の存在する場所を含む。また、一方の締約国の企業の代理人又は使用者が、当該企業のために契約を協議し、及び締結する包括的権限を有し、かつ、これを常習的に行使するか、又は当該企業のために通常法文に応ずるに足り

る在庫品を他方の締約国内に有しているときは、その代理人又は使用人は、恒久的施設を含まざるものとする。

(n) 一方の締約国の企業は、純然たる仲立人、問屋その他独立の代理人でこれらの者としての本来の業務を通常の方方法で行ふものを通して他方の締約国内で事業活動を行つたといふ理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

(o) 一方の締約国の法人が他方の締約国内の法人又は他方の締約国内で営業若しくは事業を行ふ法人を支配しているといふ事実のみでは、その支配されている法人は、当該一方の締約国の法人の恒久的施設とはならない。

(p) 「権限のある当局」とは、日本においては、大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者を、中央歳入庁又は中央歳入庁が権限を与えた代理者をいう。

(q) いずれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、自國の租税に関する法令における解釈によるものとする。

(r) 第三条

(1) 一方の締約国の企業の産業上又は商業上の利得は、その企業が他方の締約国内に恒久的施設を有し

(2) 一方の締約国の企業の産業上又は商業上の利得は、その企業が他

ない限り、当該他方の締約国の租税を課せられない。一方の締約国が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該他方の締約国は、自国内の源泉から生ずるその企業の全所得に対しても租税を課すことができる。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に恒久的施設と同様の活動を行い、かつ、その恒久的施設が独立の企業として同一又は同様の条件で同一又は同様の活動を行ふ場合に恒久的施設を有する企業と取引を行つたと仮定した場合に当該他方の締約国内で取得しうべき産業上又は商業上の利得が、その恒久的施設に帰せられるものとする。

(3) 恒久的施設の産業上又は商業上の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含むすべての費用でその恒久的施設に合理的に配分することができるものは、その生じた場所のいかんを問わず、経費に算入することを認めるものとする。

(4) 企業が一方の締約国内で(5)に掲げる物品以外の物品を売却することによつて取得する産業上又は商業上の利得は、この条の規定の適用上、

(5) 一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、自國の租税に関する法令における解釈によるものとする。

(6) パキスタンにおいては、一部が売却された國から生ずるものと見て取り扱う。

(7) 第五条

(1) 日本国においては、その物品

この条約の第三条及び第四条の規定にかかるわらず、一方の締約国が

(a) いすれか一方の締約国又は一部を製造した物品を他方の締約国内で売却することによつて取得する産業上又は商業上の利得の所得は、この条の規定の適用上、一部はその物品が製造された國から生ずるその物品が売却された國から生ずるものとする。

(b) 一方の締約国がこの条約の規定にかかるわらず、一方の締約国が

(1) 当該企業及び(2)他方の締約国との本邦に登録されている航空機の企業のいずれに対してもそれぞの運用から生ずる所得に対する租税を免除する第三国に登録されている航空機の運用によつて取得する所得は、当該他方の締約国の租税を免除される。ただし、当該航空機が全部又は主として当該他方の締約国内の隔地間に運用されている場合は、この限りでない。

(2) 公開会社である日本の法人又は日本法人の一團が産業的事業に從事するパキスタンの法人の譲り受けある株式の三分の一以上を所有する場合において、そのパキスタンの法人がその日本の法人に支払う配当に対するパキスタンの附加税の税率は、その配当の支払を受けたものがパキスタンに恒久的施設を有しないときは、一ルピーにつけ一アンナ(六・二五ペーセント)輕減される。

(3) 公開会社である日本の法人又は日本の法人の一團がパキスタンの法人の譲り受けある株式の三分の一以上を所有する場合において、そのパキスタンの法人がその日本の法人に支払う配当に対するパキスタンの附加税の税率は、その配当の支払を受けたものがパキスタンに恒久的施設を有しないときは、一ルピーにつけ一アンナ(六・二五ペーセント)輕減される。

(4) 企業の利得となるべきもので、それらの条件がなかつたならば一方の企業間接に参加する場合であつて、そのいすれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課せられるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となるべきもので、それらの条件のために当該一方の企業の利得となるべきものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

(5) 企业的所得に対する利得の強制分配に関するパキスタンの所得税法第二十三条规定は、適用しない。

(3) パキスタンの法人又はパキスタンの法人の一団が日本の法人の議決権ある株式の三分の一以上を所有する場合において、その日本法人がそのパキスタンの法人に支払う配当に対する日本国の租税の税率は、その配当の支払を受けたものが日本国に恒久的施設を有しないときは、十五パーセントをとえないものとする。

(4) 一方の締約国の法人が他方の締約国内の源泉から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国においては、その法人が支払う配当(当該他方の締約国の居住者又は法人に支払うものを除く)に對するいかなる課税も、当該配当又は所得が前記の利得又は所得の全部又は一部であるとないと問わず、行われない。

(5) 日本の法人が支払う配当は、日本国内の源泉から生ずる所得として取り扱い、パキスタンの法人が支払う配当は、パキスタン内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

(6) この条の(1)及び(4)において「公開会社」とは、賦課年度に開いた株式の譲渡の権利を制限せず、株式の公衆に対する発行又は株式取引所における売却を禁止せず、かつ、譲渡権ある株式の五十分の一セント以上が前年度のいかなる時期においても六人のいかなる時期においても六人

以上の者によつて所有されていき会社

(1) 前年度末において、すべての株式がこの項の(4)に定義する公開会社の一又は二以上によつて所有されていた会社

(2) 前年度末において、その株式の五十パーセント以上がいずれかの締約国政府によつて所有されていた会社

(3) この条において「産業的事業」とは、次に掲げる種類のいずれかに該当する事業であつて、この条約が効力を生じた日の後に設立され、若しくは開始され、又はその日の後にその株式が他方の締約国に對するいかなる課税も、また、その法人の留保所得が前記の利得又は所得の全部又は一部であるとないと問わず、行われない。

(4) 物品若しくは原材料の原状の実質的変更をもたらす加工

(5) 電気、水力、ガス及び水道

(6) 油田その他鉱床の採掘を含む鉱業

(7) 印刷業

(8) この条の規定の適用上、権限のある当局が「産業的事業」であると認めるその他の事業

(1) 一方の締約国は、他方の締約国内の源泉から取得する貸付金の利子又は配当について、当該他方の締約国の租税を免除される。

(2) 日本輸出入銀行及びパキスタン國立銀行は、それぞれパキスタン内及び日本国内の源泉から取得する貸付金の利子又は配当について、それぞれの他方の締約国の租税を免除される。

(3) 一方の締約国が所有する金融機関は、他方の締約国内の源泉から取得する貸付金の利子又は配当について、当該他方の締約国の租税を免除される。

(1) 一方の締約国が政府の職務の遂行として自國に提供された役務について、当該他方の締約国の租税を免除される。

(2) 第九条

(i) 一方の締約国が政府の職務の遂行として自國に提供された役務について、当該他方の締約国に入居するため他方の締約国に入居するための海外からの送金

(ii) 交付金、手当又は奨励金

(iii) 当該他方の締約国における人

(1) 生計、教育、勉学又は研究のための海外からの送金

(2) 一方の締約国が政府の職務の遂行として自國に提供された役務について、当該他方の締約国における人

(3) この条の(2)の規定は、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョン関係の俳優、音楽家、職業運動家等の芸能人の利得又は報酬については、適用しない。

(1) 一方の締約国から教授又は教員の他の教育機関において教育を行うために二年をこえない期間当該他方の締約国を訪れるものは、その教育に対する報酬について、当該他方の締約国の租税を免除される。

(2) 第十二条

(1) 一方の締約国の居住者で、もつて、一方の締約国居住者は、次のいずれかの場合には、前記の報酬につき、他方の締約国の租税を免除される。

(2) この条の(1)の規定にかかるらず、その居住者が課税年度を通じて合計百八十三日をこなして期間他方の締約国内に滞在し、かつ、その役務がその者が居住する締約国の居住者若しくは法人のために又はそれらの者に代つて行われる場合

(3) その者が課税年度を通じて合計九十日をこなす期間他方の締約国内に滞在し、その役務が自由職業の業務の遂行に係るものであり、かつて、その役務に対し受領した報酬が七十五万円又は公定の外國為替相場によるパキスタン・ルビーの相当額をこなす。

(4) 一方の締約国居住者で、その締約国企業若しくはこの条の(1)

(b) に掲げる団体の使用人であるも の又はこれら的企业若しくは団体 と契約しているものは、もつばら 当該企業又は団体以外の者から技 術上、職業上又は事業上の経験を 習得するため一年をこえない期間 他方の締約国内に一時的に滞在す る場合において、その経験の習得 に直接関係のある役務に対する報 酬(海外から受け取る報酬を含む)の金額が課税年度を通じて百 万円又は公定の外国為替相場によ るパキスタン・ルピーの相当額を 除される。

(3) 一方の締約国の居住者で、他方 の締約國の政府又はその機関との 取扱に基きもつぱら訓練、研究又 は研修のため他方の締約国内に一 時的に滞在するものは、その訓 練、研究又は研修に直接関係のある 役務に対する報酬(海外から受 け取る報酬があるときはこれを含 む)の金額が課税年度を通じて百 万円又は公定の外為替相場によ るパキスタン・ルピーの相当額を 除かないときは、その報酬につい て…当該他方の締約國の租税を免 除される。

第十三条

(1) (1), (2) 及び(3)の特典は、重複し 従事する。(2) 一方の締約國(その地方公共 団体を含む)若しくはその他の団体 の法人若しくはその他の団体 が発行する債券若しくは社債、預 金又は

(c) 一方の締約国内で行う営業、事業その他の取引に係る貸付 の利子は、その締約国内の源泉か ら生ずる所得として取り扱い、そ の締約国が課税しうるものとす る。

(2) 一方の締約国に存在する不動産 から生ずる他方の締約国の居住者 又は法人の所得は、当該一方の締 約国内の源泉から生ずる所得として 取り扱い、当該締約国が課税し うるものとする。

(3) 「利子」とは、債券、証券、利付 証書、社債その他のすべての種類 の債権(不動産によつて担保され る債権又は債券を含む)の利子を い、「不動産から生ずるすべての種 類の所得(鉱山、採石場その他)の 天然資源の運用に関する使用料を 含む」をいう。

官報(号外)

(1) パキスタンは、その居住者(パ キスタンの租税の課税上パキスタ ンの居住者であり、かつ、日本国 の租税の課税上日本国居住者で ある個人を含む)又は法人に対する 日本国の法令に基いて課税すること ができるすべての項目の所得をそ の租税の課税標準に含めることができる。ただし、パキスタン内の 源泉から生じ、かつ、両締約國の 租税を課せられる所得についてパ キスタンの法令に基き、かつ、この 条約の規定に従つて支払われる (直接にであると源泉徴収による とを問わない)パキスタンの租税 の額は、その所得について支払わ れる日本国租税から、日本国租税 が課せられる全所得に対する 当該所得の割合を日本国租税の 額に乗じて得た額を限度として、 除されるものとする。

(2) 各締約国は、この条約に基いて 他方の締約国が与える免除、軽減 税率その他の特典がそれを受ける る権利のない者によつて享有される ことがないようになるため、当該 他方の締約国が課する租税を自國 の租税と同様に徴収することがで きる。

第十六条

納稅者は、いずれか一方の締約國 の税務当局の行為によりこの条約の 規定に反して二重課税の結果が生じ たこと又は生ずるに至ることを明ら かにするときは、自己がその居住者 又は法人である締約國の権限のあ たことに対する正當性を認めらるべき である。この申立が正當であると認 められるときは、その権限のある当 局は、当該二重課税を回避するた め、他方の締約國の権限のある当 局に対し異議を申し立てることが可 できる。

第十七条

この条約の解釈若しくは適用に關 められるときは、その権限のある当 局は、当該二重課税を回避するた め、他方の締約國の権限のある当 局に対し異議を申し立てることが可 できる。

(1) 両締約國の権限のある当局は、 その所得をその租税の課税標準に 含めることができる。ただし、日本 国の租税を課せられる所を得て…当該他方の締約國の租税が課さ れるか又は課されることがある租 税又はこれに関連する要件よりも 高いか又は重い租税又はこれに関 連する要件を課されることはな く、また、個人の場合には、同様 の状況にある他方の締約國の国民 (この条の(2)(a)に定義する国民に 限る。)に対し認められる人的控 除を認められる。

税の額は、その所得について支払 われるパキスタンの租税から、パ キスタンの租税の額に乗じて得た額 を限度として、控除されるものと する。

交換された情報は、秘密として取 り扱わなければならず、各締約國 の租税に対する当該所得の割合をパキ ス坦の租税の額に乘じて得た額 を限度として、控除されるものと する。

ある当局は、合意によつて問題を解 決することができる。もつとも、こ の規定は、この条約に關して生ずる 紛争を両締約國間の外交上の経路に よる交渉によつて解決することを妨 げるものと解してはならない。

第十八条

(1) この条約の規定は、國際法の一 般原則により外交官及び領事官に 対して与えられてきたか又は将来 与えられることのある一箇広範な 免除を享受する権利に影響を及ぼ すものではない。

(2) この条約の規定は、一方の締約 國が租税を決定するに際し、自國 の法令によつて現在認められて いる免税その他の特典がそれを受け る権利のない者によつて享有される ことがないようになるため、当該 他方の締約國が課する租税を自國 の租税と同様に徴収することが可 なるか又は将来認められることのあ る免課、減額、控除その他の減免 をいかなる形においても制限する ものと解してはならない。

(3) いずれの一方の締約國の権限の ある当局も、この条約の規定の解 釈及び実施のために必要な定を設 けることができ、また、この条約 の規定を実施するため直接相互に 通信することができる。

第十九条

この条約の解釈若しくは適用に關 められるときは、その権限のある当 局は、当該二重課税を回避するた め、他方の締約國の権限のある当 局に対し異議を申し立てることが可 できる。

この条約の解釈若しくは適用に關 められるときは、その権限のある当 局は、当該二重課税を回避するた め、他方の締約國の権限のある当 局に対し異議を申し立てることが可 できる。

(1) 一方の締約國の國民は、他方の 締約國において、同様の状況にあ る当該他方の締約國の國民が課さ れるか又は課されることがある租 税又はこれに関連する要件よりも 高いか又は重い租税又はこれに関 連する要件を課されることはな く、また、個人の場合には、同様 の状況にある他方の締約國の國民 (この条の(2)(a)に定義する國民に 限る。)に対し認められる人の控 除を認められる。

(2) この条において「國民」とは、次のものをいう。

(a) 各締約国の国籍を有するすべての個人。

(b) 各締約国において施行される法律によりその地位を与える法律による法令によりその地位を与えたされたすべての法人その他の法律上の団体。

第二十条

(1) この条約は、いずれか一方の締約国が国際関係について責務を負ふ、かつて、この条約の対象である租税と実質的に同様の性質を有する租税を課する地域に対し、そのまま又は修正を加えて適用することができる、この適用は、この目的のために交換される公文において、両締約国の政府間で定められ、かつて、合意される日から、その定められ、かつて、合意される修正及び条件(終了に關する条件を含む)に従つて効力を生ずる。

(2) この条の規定に基きこの条約が適用された地域に対するこの条約の適用は、第二十二条の規定に基づき日本国又はパキスタンについて、この条約が終了するときは、両締約国政府が明白に別の合意をしない限り、終了するものとする。

第二十一条

(1) この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかにカラチで交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、かつて、書の交換が行われた年の一月一

日以後に開始する各「前年度」又は各「課税計算期間」(パキスタンの税法によつて定義されるものをいう)について、日本国においては、批准書の交換が行われた年の一月一日以後に開始する各課税年度について適用するものとする。

第二十二条

この条約は、無期限に効力を有するが、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間の後は、いざれの年においてもその六月三十日以前に、他方の締約国に書面による終了の通告を与えることができ、その場合にはこの条約は、(2) パキスタンにおいては、その通告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各「前年度」又は各「課税計算期間」(パキスタンの税法によつて定義されたものを除いて、
昭和三十四年三月一日
内閣總理大臣 岸 信介
右
国会に提出する。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求める件
第一條
1 この条約の対象である租税は、次のものとする。
(a) 日本国においては、
(b) 所得税及び法人税(以下「日本国の租税」といふ)。
ノールウェーにおいては、
(c) ノールウェーににおいては、
ノールウェーの居住者とは、ノルウェーの居住者であり、かつて、ノルウェーの租税の課税上ノルウェーの居住者でない個人をいい、「ノルウェーの居住者」とは、ノルウェーの租税の課税上ノルウェーの居住者であり、かつて、ノルウェーの居住者でない個人をいい。
(d) 「日本国の居住者」とは、日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求める件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

以上の証據として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十九年二月十七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
藤山愛一郎

は、ノールウェーの居住者又は法人が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいう。

(1) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又はノルウェーの企業をいう。

(2) 「恒久的施設」とは、一方の締約国の企業に関する用いられる場合には、事務所、支店、工場、倉庫その他事業を行う一定の場所をいう。ただし、代理店は、代理人が企業のために契約し、及び締結する包括的権限を有し、かつ、これを常習的に行使するか、又は企業のために通常注文に応ずるに足りる在庫品を有していない限り、含まない。また、単なる貯蔵施設も、継続して使用されるものは含まれるが、偶発的かつ一時的にこの点に関し、

(1) 一方の締約国の企業は、純然たる仲立人、問屋その他の独立の代理人でこれらの者としての本来の業務を通常の方法で行うものを通じて他方の締約国内で事業活動を行つたといふ理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

(2) 一方の締約国の企業が物品又は商品をもっぱら自己のために購入する事業を行う一定の場所を他方の締約国内に保有しているといふ事実のみで

は、ノールウェーの居住者又は法人が営む産業上又は商業上の企業又は事業をいう。

(1) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本の企業又はノルウェーの企業をいう。

(2) 「恒久的施設」とは、一方の締約国の企業に関する用いられる場合には、事務所、支店、工場、倉庫その他事業を行う一定の場所をいう。ただし、代理店は、代理人が企業のために契約し、及び締結する包括的権限を有し、かつ、これを常習的に行使するか、又は企業のために通常注文に応ずるに足りる在庫品を有していない限り、含まない。また、単なる貯蔵施設も、継続して使用されるものは含まれるが、偶発的かつ一時的にこの点に関し、

(1) 一方の締約国の企業は、純然たる仲立人、問屋その他の独立の代理人でこれらの者としての本来の業務を通常の方法で行うものを通じて他方の締約国内で事業活動を行つたといふ理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

(2) 一方の締約国の企業が物品又は商品をもっぱら自己のために購入する事業を行う一定の場所を他方の締約国内に保有しているといふ事実のみで

は、その場所は、その企業の恒久的施設とはならない。

(3) 一方の締約国の企業が他方の締約国の法人又は他方の締約国内で営業若しくは事業を行なう法人を支配しているといふ事実のみでは、その支配されている法人は、当該一方の締約国の法人の恒久的施設とはならない。

するその企業の全所得に対しても租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、その恒久的施設が独立の企業として同一又は同様の条件で同

業として同一又は同様の活動を行い、かつ、同一の個人若しくは法人が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合又は

配分に關する細目を取りきめることができる。

3 第四条

(k) 「産業上又は商業上の利得」に

は、製造業、商業、農業、漁業、鉱業及び保険業の利得並びに銀行業務及び証券業務から生ずる利得を含み、配当、利子、賃料若しくは第六条2にいう使用料又は人件の報酬として取得する所得を含まない。

(1) いづれかの締約国について「權限のある当局」とは、その締約国の大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を有えた代理者をいう。いずれの一方向の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、自國の租税に関する法令における解釈によるものとする。

3 一方の締約国が租税を決定するに際しては、他方の締約国の企業がその企業のために当該一方の締約国内で単に購入したにすぎない商品について、所得の計算上考慮しないものとする。

4 物品の売却によつて取得する所 得(次項にいう種類の所得を除くことは、1の規定の適用上、その物品の売却が行われた國から生ずるものとして取り扱う。

5 企業が一方の締約国内で全部又は一部を製造した物品を他方の締約国内で売却することによつて取得する所得は、1の規定の適用上、一部はその物品が製造され、もう一部はその物品が売却された國から生ずるものとして取り扱う。

6 兩締約國の權限のある當局は、この条約の規定と矛盾しない範囲

内に、産業上又は商業上の利得の締約國は、自國內の源泉から生じ

避難に關する日本国政府とノールウェー政府との間の取扱に影響を及ぼすものと解してはならない。

2 第六条

1 一方の締約国内に恒久的施設を有しない地方の締約国の居住者又は法人が当該一方の締約国内の源泉から取得する使用料に対しても当該一方の締約国が課する租税の額は、その使用料の金額の百分の十五をこえないものとする。

2 この条において「使用料」とは、著作権、特許権、意匠権、秘密工芸及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産の使用又は使用料の対価として支払われる使用料その他の料金をいい、映画フィルム又は産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用に關する賃料及びこれに類する収入金を含むが、鉱山若しくは採石場の運用又はその他の天然資源の利用に關して支払われる使用料その他の料金を含まない。

3 著作権、特許権、意匠権、秘密工芸及び秘密方式、商標権その他これらに類する財産並びに映画フィルム及び産業上、商業上又は学術上の設備の一方の締約国内における使用又は使用の権利に関する使用料は、その締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。

4 一方の締約国内に恒久的施設を有しない他方の締約国の居住者又は法人が著作権、特許権、意匠権、秘密工芸及び秘密方式、商標権などの他の産業上の考案並びに映

内に、産業上又は商業上の利得の締約國は、自國內の源泉から生じ

避難に關する日本国政府とノールウェー政府との間の取扱に影響を及ぼすものと解してはならない。

2 この条約は、一千九百三十一年十二月二十三日付の東京において交換された公文によつて効力を生じ

ノールウェーの租税の額は、その所得について支払われる日本国の租税から、日本国の租税が課せられる全所得に対する当該所得の割合を日本国の租税の額に乗じて得た額を限度として、控除されるものとする。

2 ノールウェーは、その居住者ノールウェーの租税の課税上ノールウェーの居住者であり、かつ、日本国の租税の課税上日本国の居住者である個人を含む。又は法人に対するノールウェーの租税を決定するに際し、ノールウェーの法令に基いて課税することができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含めることができるものと定めることとする。もつとも、日本国内の源泉から生ずる所得について、日本国の法令に基き、かつ、この条約の規定に従つて日本国の租税が支払われる場合（直接にであると源泉徵収によるときを問わない。）において、その所得についてノールウェーの租税を課せられるときは、ノールウェーの租税が課せられる全所得について支払われるノールウェーの租税の額は、当該全所得に對してノールウェーの租税から、日本国の租税が課せられる割合をノールウェーの租税の額に乗じて得た額だけ減額されるものとする。ただし、ノールウェーの大蔵大臣は、その減額が日本国の租税の額をこえないように定めることができる。

3 この条の1及び2の規定は、第九条、第十一条及び第十二条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第十六条 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、租税に関する訴訟を防止するため、又は脱税に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報を両締約国それぞれの税法に基いて行政の通常の運営において入手することができるものを交換するものとする。こうして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならず、これらに關する異議についての決定に關する者（裁判所を含む。）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。

4 第十七条 納税者は、いずれか一方の締約国の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを明らかにするときは、自分がその居住者又は法人である締約国の権限のある当局に対し異議を申し立てることができ。この申立が正当であると認められるときは、その権限のある当局は、当該二重課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局と合意に達するよう努めるものとする。

5 第十八条 この条約の解釈若しくは適用に關するものが占める割合をノールウェーの租税の額に乘じて得た額だけ減額されるものとする。ただし、ノールウェーの大蔵大臣は、その減額が日本国の租税の額をこえないように定めることができる。

6 この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限り

する当局は、合意によつて問題を解決することができる。もつとも、この規定は、この条約に關して生ずる紛争を両締約国間の外交上の経路による交渉によつて解決することを妨げるものと解してはならない。

第十九条

1 この条約の規定は、國際法的一般原則により外交官及び領事官に對して与えられてきたか又は将来与えられることのある一層広範な租税の賦課及び徵収に關する、又はこれらに關する異議についての決定に關する者（裁判所を含む。）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。營業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

2 この条約の規定は、一方の締約國が租税を決定するに際し、自國の法令によつて現在認められすものではない。

3 この条約の規定は、一方の締約國が租税を決定するに際し、自國の法令によつて現在認められていか又は将来認められることのないか又は将来認められることのないかなる形においても制限するものと解してはならない。

4 いづれの一方の締約國の権限の規定を実施するため直接相互に通信することができる。

5 「国民」とは、いづれかの締約國の国籍を有するすべての個人及びいづれかの締約國において施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人その他の団体（法人格を有すると有しないと問わない。）をいう。

6 この条のいかなる規定も、いづれかの締約國が、自國の居住者でない他方の締約國の国民に対し、法令により自國の居住者にのみ適用される租税上の人の控除、救濟及び軽減を認めることを義務づける要件を課されることはない。

7 第二十二条 千九百五十九年二月二十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十九年二月二十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

ノールウェーのために
藤山愛一郎
トルビヨルン・クリスチアンセン

所定に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とノールウェーとの間の条約に
本邦とノールウェーとの間の条約に

されるか又は課されることがあるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずるものとし、かつ、批准書の交換が行われた年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用するものとする。

3 この条約は、五年の期間引き続前後に効力を有するが、いづれの一方の締約國も、少くとも六箇月前に終了の予告を与えることによつて、五年の期間の終りに、又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。その場合に

は、この条約は、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について効力を失うものとする。

4 この条約は、五年の期間引き続前後に効力を有するが、いづれの一方の締約國も、少くとも六箇月前に終了の予告を与えることによつて、五年の期間の終りに、又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。その場合に

は、この条約は、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用するものと解してはならない。

5 この条約は、五年の期間引き続前後に効力を有するが、いづれの一方の締約國も、少くとも六箇月前に終了の予告を与えることによつて、五年の期間の終りに、又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。その場合に

は、この条約は、その予告に示された期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について効力を失うものとする。

6 この条約は、五年の期間引き続前後に効力を有するが、いづれかの締約國が、自國の居住者でない他方の締約國の国民に対し、

法律により自國の居住者にのみ適用される租税上の人の控除、救濟及び軽減を認めることを義務づける要件を課されることはない。

第三条の二第二項の表中

電気通信大学部	東京都	電気通信大学
短期大学部	東京都	電気通信大学
新潟大学商業	新潟県	新潟大学
短期大学部	新潟県	新潟大学
岐阜大学工業	岐阜県	岐阜大学
短期大学部	岐阜県	岐阜大学

特定の事項について指導助言を行うことができるよう改正を加えることであります。

第三条の二第二項の表中

を

に改める。

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則

第八条の見出しを「名称及び位置」に改め、同条中「名称、位置及びその国立高等学校に包括される学校」を「名称及び位置」に改め、同条の表中「学校教育法第九十八条の規定による学校で、上欄の国立高等学校に包括されるものの欄を削る。」

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十八号末尾に掲載〕

皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案の本院提出案をここに送付する。昭和三十四年三月三日

衆議院議長 加藤錦五郎

皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律

皇太子明仁親王の婚姻を国民こぞつて祝うため、結婚の儀の行われる日を休日とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律に規定する日は、他の法令の適用については、国民の祝

日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日とする。

○相馬助治君登壇、拍手

した社会教育法等の一部を改正する法律案外二件について、文教委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

たゞ、社会教育法等の一部を改正す

ます、社会教育法等の一部を改正す

る法律案につきまして申し上げます。

本法案は、十二月十日、参議院先議

をもつて提案され、文教委員会に付託

されました。政府が本法案提案の理由

とするところは、今後、そな社会教育

の充実振興をかり、能率的かつ円滑

に運営するために、所要の改正を行わ

んとするものであります。

ます、改正内容の主要点について申

し上げますと、第一は、社会教育主事

に関する規定を整備することであり、

助金の支出禁止の規定を削除しよう

とするものであり、第三は、公民館活動の振興をはかるために、公民館の基準

の設定等に関して、規定を整備することをございます。第四には、社会教育委員会の職務は、教育委員会に対し助言をすることございますが、市町村の社会教育委員が、青少年教育に関する必要があること。並びに、十三条削除は、果して補助金の公正な配分がこ

れによって期し得られるかどうかをわざわざする懸念があること。

置により補助金交付の道を開くべきであるとの意見がしばしば述べられてき

たが、一昨年の社会教育法の改正によつて、体育関係の全国的国際的事業を行なう団体に補助金交付が可能となつたことに関連をして、さらに社会教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育委員等の報酬に関する規定、公民館等の補助に関する規定及び社会教育主事の暫定資格の削除に関する規定は、昭和三十四年四月一日から施行することとしたのであり、さらに、従来の附則第六項により社会教育主事の職にあつた者については、改正規定により不利益とならないよう必要な規定を設けているのであります。

以上が今回の改正の要点であります。たゞ、社会教育法等の一部を改正する法律案外二件について、文教委員会における審議の経過と結果について報告いたしました。

たゞ、社会教育法等の一部を改正す

ます、社会教育法等の一部を改正す

る法律案につきまして申し上げます。

本法案は、十二月十日、参議院先議

をもつて提案され、文教委員会に付託

されました。政府が本法案提案の理由

とするところは、今後、そな社会教育

の充実振興をかり、能率的かつ円滑

に運営するために、所要の改正を行わ

んとするものであります。

ます、改正内容の主要点について申

し上げますと、第一は、社会教育主事

に関する規定を整備することであり、

助金の支出禁止の規定を削除しよう

とするものであり、第三は、公民館活動の振興をはかるために、公民館の基準

の設定等に関して、規定を整備することをございます。第四には、社会教育委員会の職務は、教育委員会に対し助言をすることをございます。第五は、公民館の基準

の水準を持たせる必要上、大学における教育のみをもつてしては今日不十分な科目等もあるので、これらを補い、相互協力による充実した社会教育主事の養成を企図するものであつて、それ

以外に政府は如何他意のないことが示されました。

第十三条の問題については、従来、

これからの質問に対し、政府より、各派を代表して、三派共同提案にかかる本案に対する修正案が提出され、その提案の趣旨弁明が行われました。修正案を朗読いたします。

社会教育法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち社会教育法第九条の

五の改正規定中「文部大臣又は」及び

「若しくは都道府県の教育委員会」を削る。

第一条 中社会教育法第十三条の改正規定を次のよう改める。

第十三条 国又は地方公共団体が社

会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部大臣が社

員の会議の意見を聞いて行わなければならぬ。

この修正案提案の趣旨は、社会教育主事の講習について、文部大臣が独自に、または都道府県教育委員会がこれを行うことは、いさか妥当を欠くものであり、この際研究の自由を持つ大學生あるいは充実した研究所等において実施させるべきであること。第二に、憲法第八十九条と社会教育法第十二条には、不當に統制的支配を及ぼし、また干渉してはならないことを明確に規定しているものであるから、第十三条が削除された場合の補助金の交付が適正かつ公正であるべき保障のための規定を設ける必要があるという二点によるものであります。

統いて、中野委員から、自由民主党を代表して、修正案に賛意を表し、第十三条の補助金禁止条項が削除されることは重大な意義を持つものであり、本案の無事成立を望む旨の発言がございました。

竹下委員からは、緑風会を代表し、終戦後の教育界の混乱は今日一応落ちつき、学校教育についてはその施設等も逐次整備されているが、これに

引きかえ、社会教育の面はいまだしの感を免れない。さらに一そろの振興を

望む旨の賛成意見が述べられました。

湯山委員からは、日本社会党を代表して、第一に、本法が各団体に強い支配を及ぼすではないかという心配も相当にある。従つて、実施は関係者が慎重であつてほしい。第二に、憲法に抵触しない範囲内で補助金の交付が行われるのであるが、これによつて社会教育団体の自主性をそこなわないよう配慮が願いたい。従つて、審議機関はむろんのこと、文部大臣、地方公共団体の深甚な注意を促したい。第三に、公民間主事の必置制、身分の確立をすみやかな時期に実現してほしい等の要望を付して、本案に賛成の意見が開陳されました。

討論を終り、直ちに採決に入り、全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案につきまして報告いたします。

委員会におきましては、まず提案者を代表して衆議院議員前田正男君より本法案の趣旨説明がなされました。本法案の趣旨とするところは、來たる四月十日に行われる皇太子殿下の御結婚を国民がござつてお祝いいたすため、その日を国民の祝日と同様に休日とするものであります。

審議に入りましたて、岡委員から、当日の日雇い労務者に対する給与の支給に関する法律案について報告いたします。

本法律案は、昭和三十四年度における国立大学の大学院及び国立短期大学の新設等について規定するものであります。改正の第一は、鹿児島大学に大

学院を置き、医学研究科を設置することであり、第二は、新潟、富山、岐阜の三大学に、それれ勤労青年のための夜間授業を行な短期大学部を併置し

ます。改正の第二は、各委員から、日本観光協会法の全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でござります。

まず、社会教育法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございま

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、皇太子明仁親王の結婚の儀の行なれる日を休日とする法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

○議長(松野鶴平君) 次に、皇太子明仁親王の結婚の儀の行なれる日を休日とする法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

○議長(松野鶴平君) 次に、日本観光協会法案

第一章 総則(第一条～第七条)

第二章 会員(第八条～第十条)

第三章 役員(第十二条～第十九条)

第四章 運営委員会(第二十条～第二十二条)

第五章 業務等(第二十四条～第二十五条)

第六章 財務及び会計(第二十六条～第三十三条)

第七章 監督(第三十四条～第三十五条)

第八章 雜則(第三十六条～第三十七条)

第九章 罰則(第三十八条～第四十条)

第十章 十二条

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 日本観光協会は、外国人観光旅客の来訪及び外国人観光旅客に対する接遇等の改善を促進することにより、国際観光事業の振興を図り、あわせて観光事業一般の健全な発達に寄与することを目的とする。

(法人格)
第二条 日本観光協会(以下「協会」といふ)は、法人とする。

〔審査報告書は都合により第十八号末尾に掲載〕

(事務所)	
第三条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。	
2	協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
(定款)	第四条 協会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。
一 目的	1. 協会は、定款をもつて次の事項を規定することができる。
二 名称	2. 協会は、必要な地に従たる事務所を東京都に置くことができる。
三 事務所の所在地	3. 協会は、主たる事務所を東京都に置くことができる。
四 会員に関する事項	4. 協会は、会員となることができる。
五 役員に関する事項	5. 協会は、会員となることができる。
六 運営委員会及び運営委員に関する事項	6. 協会は、会員となることができる。
七 業務及びその執行に関する事項	7. 協会は、会員となることができる。
八 会計に関する事項	8. 協会は、会員となることができる。
九 その他協会の業務に関する重要な事項	9. 協会は、会員となることができる。
2 定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	10. 協会は、会員となることができる。
(登記)	11. 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
第五条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。	12. 協会は、会員となることができる。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。されば、これをもつて第三者に対する抗することができない。	13. 協会は、会員となることができる。
(名称の使用制限)	14. 協会は、会員となることができる。
第六条 協会でない者は、日本觀光協会といふ名前を用いてはならない。	15. 協会は、会員となることができる。
(民法の準用)	16. 協会は、会員となることができる。
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法	17. 協会は、会員となることができる。

行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、協会に準用する。	
(資格)	
第一章 会員	第八条 次の各号に掲げる者は、協会の会員となることができる。
一 日本国鉄道	1. 日本国鉄道
二 地方公共団体	2. 地方公共団体
三 旅客を運送する運送事業を經營する者	3. 旅客を運送する運送事業を經營する者
四 ホテル業、旅館業又は旅行代理業を經營する者	4. ホテル業、旅館業又は旅行代理業を經營する者
五 前二号に掲げる者の団体	5. 前二号に掲げる者の団体
六 その他定款で定める者	6. その他定款で定める者
(加入及び脱退)	7. その他定款で定める者

第十二条 会員は、会員となる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。	
2 会員は、何時でも、協会を脱退出することができる。	3 会員は、前項の規定により理事会が役員としての職務に従事してはならない。ただし、運輸大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認められたときは、この限りではない。
(会費の負担)	4 会員は、前項の規定により理事会が役員としての職務に従事してはならない。ただし、運輸大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認められたときは、この限りではない。
第五条 会員は、協会の会費を負担する。	5 会員は、前項の規定により理事会が役員としての職務に従事してはならない。ただし、運輸大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認められたときは、この限りではない。
第二章 役員	6 会員は、前項の規定により理事会が役員としての職務に従事してはならない。ただし、運輸大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認められたときは、この限りではない。

第十三条 会員は、会員となることが認められない。	
2 役員は、再任されることがある。	3 役員は、再任されることがある。
(役員の欠格条項)	4 役員は、再任されることがある。
第五条 国会議員、國家公務員(審議会、協議会等の委員その他これらに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く)、地方公共団体の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。	5 役員は、再任されることがある。
(役員の解任)	6 役員は、再任されることがある。

第十四条 会長、副会長及び理事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間に当る。	
2 役員は、再任されることがある。	3 役員は、再任されることがある。
(議長)	4 役員は、再任されることがある。
第五条 会長は、協会の理事又は反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。(代理人の選任)	5 会長は、協会の理事又は反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。(代理人の選任)
(議長)	6 会長は、協会の理事又は反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。(代理人の選任)

第二十一条 会長は、協会の理事又は反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。(代理人の選任)	
2 運営委員会は、三十人以内において定款で定める数の運営委員をもつて組織する。	3 運営委員会は、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 運営委員は、定款で定めるところにより、会員が会員(会員が法人である場合には、その代表者又は代理人)のうちから選挙する。	4 運営委員会は、運営委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。
(業務の範囲)	5 運営委員会は、運営委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。
第六条 協会は、第一の目的を達成するため、次の業務を行ふ。	6 運営委員会は、運営委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。

一 外国人観光客の来訪を促進するための宣伝を行うこと。

二 外国人観光旅客に対する接遇の向上その他観光事業に関する業務の改善に関する指導を行うこと。

三 観光に関する調査及び研究を行ふこと。

四 観光に関する出版物の刊行を行ふこと。

五 前各号の業務に附帯する業務（国際観光事業の助成に関する法律の適用）

第二十五条 協会については、これを国際観光事業の助成に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十号）第一条の政令で定める法人とみなして、同法の規定を適用する。

第六章 財務及び会計

第二十六条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日で終る。

（事業年度）

第二十七条 協会は、毎事業年度、予算等の認可）

第二十八条 協会は、毎事業年度、決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。（財務諸表等）

第二十九条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算（財務諸表等）

し、その承認を受けなければならない。

二 協会は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときには、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

三 会長は、第一項の承認を受けた財務諸表、決算報告書及び前項の監事の意見書を次回の運営委員会に提出しなければならない。

四 協会は、第一項の承認を受けた協会は、第一項の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えておかなければならぬ。

（利益及び損失の処理）

第三十条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

二 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（決算）

第三十一条 協会は、運輸大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

二 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない場合は、当該事業年度内に償還しなければならない。

（一時借入金）

第三十二条 協会は、運輸大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

二 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

けて、これを借り換えることができる。

三 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

四 協会は、業務上の余裕金については、銀行その他運輸大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

（運輸省令への委任）

第三十三条 この法律に規定するもののか、協会の財務及び会計に提出しなければならない。

二 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

（監督）

第三十四条 協会は、運輸大臣が監督する。

二 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十五条 運輸大臣は、協会に対して、その業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。

二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（贈賄）

第三十六条 協会の役員又は職員は、その職務を執行する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

（解散）

第三十七条 この法律に規定するもののか、この法律の施行に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

（第九章 帽則）

第三十八条 協会の役員又は職員は、その職務に関してわいろを受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

二 協会の役員又は職員であつた者は、その在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關してわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

三 第五条第一項の規定による政令に違反して、登記することを認め又は承認を受けなかつたとき。

四 第三十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の規定によると運輸大臣の命令に違反したときは。

束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（報告義務違反等）

第四十条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

（過料）

第四十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

（報告義務違反等）

第四十二条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（第八章 雜則）

第三十九条 前条第一項から第三項までに掲げる者に対してもわいろを供与し、又はその申込若しくは約

（附則）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(協会の設立)

第二条 運輸大臣は、協会の会長、副会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、副会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ会長、副会長又は監事に任命されたものとする。

第三条 運輸大臣は、設立委員会を立て、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

3 設立委員は、前項の認可を申請しようとするとき、会員にならうとする者七人以上の同意を得なければならない。

4 設立委員は、設立の準備を完了したときは、運輸なく、その事務を受けた会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第一条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の規定による事務の引継を受けたときは、運輸なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第五条 附則第三条第三項の同意をした者は、協会の成立の時において会員となつたものとする。

(財団法人国際観光協会等からの引継)

第六条 昭和三十年五月二十四日に設立された財团法人国際観光協会

及び昭和二十二年六月三日に設立された社団法人全日本観光連盟は、当該寄附行為又は定款で定めるところにより、設立委員に対して、協会においてこれらの法人の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、運輸大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、財団法人国際観光協会又は社団法人全日本観光連盟の一切の権利及び義務は、協会の成立の時において协会に承継されるものとし、これらの法人は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令で法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により財团法人国際観光協会又は社団法人全日本観光連盟が解散した場合におけるこれらの法人の解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第七条 この法律の施行の際現に日本観光協会といふ名称を使用して本觀光協会といふ名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第六条の規定は、当該期間内は、これらの方には、適用しない。

第八条 協会の最初の事業年度は、第五十二条の規定にかかるらず、その成立の日から昭和三十年五月三十一日に終るものとする。

(登録税法の改正)

第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本自転車振興会」の下に、「日本観光協会」を、「自転車競技法」の下に、「日本観光協会」を、「自転車競技法」を加える。

(所得税法の改正)

第十四条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう改定する。

十三条第一項第十号中「日本自転車振興会」の下に、「日本観光協会」を加える。

(法人税法の改正)

第十二条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のよう改定する。

第五条第一項第六号中「日本自動車振興会」を「日本自転車振興会及び日本観光協会」に改める。

(地方税法の改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改定する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本自転車振興会」を「日本自転車振興会及び日本観光協会」に改めることとする。

(自動車ターミナル法典)

右

自動車ターミナル法典	内閣総理大臣 岸 信介
自転車ターミナル法典	内閣総理大臣 岸 信介

国会に提出する。

昭和三十四年二月十六日

(自動車ターミナル法典)

第一条 総則(第一条・第二条)

第二章 自動車ターミナル事業

第三章 専用自動車ターミナル(第三条・第二十四条)

第四章 バスター・ミナルに関する特別規定(第二十九条)

第五章 雜則(第二十一条・第三十九条)

第六章 罰則(第四十条・第四十一条)

(自動車ターミナル法典)

2 この法律で「自動車ターミナル」とは、旅客の乗降又は貨物の積卸のため、自動車連送事業の事業用自動車を同時に二両以上停留させることを目的として設置した施設であつて、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの以外のものをいう。

3 この法律で「一般自動車ターミナル」とは、専用自動車ターミナル以外の自動車ターミナルをい、「専用自動車ターミナル」とは、自動車連送事業者が當該自動車連送事業の用に供することを目的として設置した自動車ターミナルをい。

- 4 この法律で「バスター・ミナル」とは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルといふ、「トラックターミナル」とは、一般路線貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいう。
- 5 この法律で「自動車ターミナル事業」とは、一般自動車ターミナルを自動車運送事業の用に供する事業をいう。
- 第二章 自動車ターミナル事業
- 第三条 自動車ターミナル事業を經營しようとする者は、一般自動車ターミナルごとに、かつ、次に定める事業の種類ごとに運輸大臣の免許を受けなければならない。ただし、一般自動車ターミナルを無償で供用するものについては、この限りでない。
- 一 バススター・ミナル事業（バスターミナルを一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルである一般自動車ターミナル事業）
- 二 トラックターミナル事業（トラックターミナルである一般自動車ターミナルを一般路線貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナル事業）
- （免許申請）
- 第四条 自動車ターミナル事業の免許を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。
- 一 経営しようとする自動車ターミナル事業の種類
- 2 次の各号の一に該当する者は、自動車ターミナル事業の免許を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。
- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、
- 二 その他當該事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること。
- 三 当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- 五 その他當該事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること。
- 六 その他の當該事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なも
- のであること。
- 七 次の各号の一に該当する者は、自動車ターミナル事業の免許を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。
- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、
- 二 その他當該事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること。
- 三 当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- 四 当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- 五 その他當該事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること。
- 第六条 自動車ターミナル事業の免許を受けた者（以下「自動車ターミナル事業者」という。）は、運輸省令で定めるところにより、一般自動車ターミナルの構造及び説導車路、停留場所、乗降場、荷扱場その他の設備について工事計画を定め、運輸大臣の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない場合は、この限りでない。
- 二 当該一般自動車ターミナルの位置が自動車運送事業の輸送網の中心として適切なものであること。
- 三 当該一般自動車ターミナルの規模が当該地区における輸送量に対し適切なものであること。
- 四 当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- 五 その他當該事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なも
- のであること。
- 六 その他の當該事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なも
- のであること。
- 第七条 自動車ターミナル事業者は、工事計画を変更しよるとする
- 2 前項の申請書には、一般自動車ターミナルの位置を表示する地図、事業収支見積書その他運輸省令で定める書類を添附しなければならない。
- （免許基準）
- 第五条 運輸大臣は、次の基準に適合すると認めるときでなければ、一般自動車ターミナル事業の免許をし
- 一 当該一般自動車ターミナルの位置が自動車運送事業の輸送網の中心として適切なものであること。
- 二 当該一般自動車ターミナルの規模が当該地区における輸送量に対し適切なものであること。
- 三 計画を有するものであること。
- 四 当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- 五 その他當該事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なも
- のであること。
- 第六条 第二項の規定は、工事の完成の期限について準用する。
- （工事を要しない場合）
- 第七条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの工事を必要としないときは、運輸大臣が指定する期限までに、その構造及び設備について、運輸大臣の検査を申請しなければならない。
- 二 運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならぬ。
- 一 使用者が当該一般自動車ターミナルを使用することを苦しく困難にするおそれがないものであること。
- 二 特定の使用者に対する不當な差別的取扱をするものでないこと。
- 三 第六条第三項の規定は、工事の完成の期限について準用する。
- （供用約款）
- 第八条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの工事を必要としないときは、運輸大臣が指定する期限までに、その構造及び設備について、運輸大臣の検査を申請しなければならない。
- 二 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該一般自動車ターミナルの構造及び設備が第六条第二項の政令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、合格としなければならない。
- 三 天災その他やむを得ない事由により第一項の期限までに認可を申請することができないときは、運輸大臣は、申請により、同項の期限を延長することができる。
- （工事計画の変更）
- 第九条 自動車ターミナル事業者は、工事計画を変更しよるとする
- 2 前項の申請書には、一般自動車ターミナルの位置を表示する地図、事業収支見積書その他運輸省令で定める書類を添附しなければならない。
- （供用の開始）
- 第十条 自動車ターミナル事業者は、第八条第一項又は前条第一項の検査に合格しなければ、一般自
- 二 一般自動車ターミナルの名称及び位置
- 三 一般自動車ターミナルの規模並びに構造及び設備の概要
- 四 一般自動車ターミナルの設置及び業務の運営に関する運輸省令で定める事業計画
- 五 その他運輸省令で定める事項
- （工事の施工）
- 第六条 工事の施工の認可を受けた自動車ターミナル事業者は、運輸大臣の指定する工事の完成の期限までに、一般自動車ターミナルの使用料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。
- 二 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該工事に係る構造及び設備が工事計画に合致し、かつ、工事を必要としなかつた部分の構造及び設備が第六条第二項の政令で定める技術上の基準に適合すると認められるときは、合格としなければならない。
- 三 第六条第三項の規定は、工事の完成の期限について準用する。
- （工事を要しない場合）
- 第六条 第二項の規定は、工事の完成の期限について準用する。
- （供用約款）
- 第十二条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの供用約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。
- 二 運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならぬ。
- 一 使用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 自動車ターミナル事業者の責任に關する事項が適正かつ明確に定められていること。

(利用規程)

第十三条 自動車ターミナル事業者は、旅客又は荷主（道路運送法の自動車運送取扱事業者を含む。以下同じ。）その他の公衆の一般自動車ターミナルの利用に関する事項について、利用規程を定め、公衆に見易いように掲示しなければならない。

2. 自動車ターミナル事業者は、利用規程を定めようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

3. 運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならぬ。
一 旅客又は荷主その他の公衆が当該一般自動車ターミナルを利用するのを困難にするおそれがないものである。
二 混雑及び危険の防止について適切に配慮されているものである。

(一般自動車ターミナルの管理)
第十四条 自動車ターミナル事業者は、その構造及び設備が第六条第二項の政令で定める技術上の基準に適合するよう一般自動車ターミナルを維持しなければならない。

2. 自動車ターミナル事業者は、混雑及び危険の防止並びに事業用自動車の円滑な通行の確保に関し運輸省令で定める基準に従つて一般自動車ターミナルを管理しなければならない。

3. 運輸大臣は、一般自動車ターミナルの管理の方法が前二項の規定に違反していると認めるときは、

当該自動車ターミナル事業者に対するべきことを命ずることができる。

(供用義務)

第十五条 自動車ターミナル事業者は、次の場合を除いては、一般自動車ターミナルの使用を拒絶してはならない。

1. 当該供用の申込が供用約款によらないものであるとき。

2. 一般自動車ターミナルが当該供用の申込に対応する設備を有しないとき。

3. 当該供用に関し使用者から特別の負担を求められたとき。

4. 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(公衆の利便を阻害する行為の禁止)

第十六条 自動車ターミナル事業者は、自動車運送事業者又は旅客若しくは荷主その他一般自動車ターミナルを利用する公衆に対して、不當な差別的取扱をし、その他これらを利用者の利便を阻害する行為をしてはならない。

(名称の変更)

第十七条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの名称を変更したときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(位置又は規模の変更)

第十九条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの位置又は規模を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2. 第五条第一項の規定は、前項の認可について準用する。

3. 第六条から第八条まで及び第十一条の規定は、第一項の認可があつた場合について準用する。

(構造又は設備の変更)

第十九条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの構造又は設備を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2. 位置又は規模の変更によらない場合は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

3. 第六条第二項の規定は、一般自動車ターミナルの構造又は設備の変更の認可について準用する。

4. 第六条第二項の規定は、この限りでない。

5. 第六条第二項の規定は、この限りでない。

(事業改善命令)

第十八条 運輸大臣は、前項に規定する行為があると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対して、その行為の停止を命ずることができる。

2. 第六条第二項の規定は、この限りでない。

3. 第六条第二項の規定は、この限りでない。

(事業改善命令)

第十九条 運輸大臣は、自動車運送事業の輸送事情その他社会的経済的事情の変動があつた場合において、自動車ターミナル事業（第三条の免許を受けて経営するものに限る。）の運営について公衆の利便の増進に著しい支障があると認めるとときは、当該自動車ターミナル事業者に

ル事業者に対して、次の事項を命ずることができる。

1. 一般自動車ターミナルの規模又は構造若しくは設備を変更すること。
2. 使用料金、供用約款又は利用規程を変更すること。

3. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対するべきことを命ずること。

4. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

5. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

6. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

7. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

8. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

9. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

10. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

11. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

12. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

13. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

14. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

15. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

16. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

17. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

18. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

19. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

20. 第二十二条 第三條の免許を受けた運輸事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2. 自動車ターミナル事業者は、この項及び次条第二項において同じく合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、自動車ターミナル事業者である法人と自動車ターミナル事業者でない法人が合併する場合において、自動車ターミナル事業者である法人が存続するときは、この限りでない。

3. 第二十二条 第四号及び第二項の規定は、前二項の認可について準用する。

4. 自動車ターミナル事業の譲受人、自動車ターミナル事業の譲受法人について合併があつた場合に合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は相続人は、この法律に基く自動車ターミナル事業者の地位を承継する。

5. 前項の規定により自動車ターミナル事業者の地位を承継した相続人は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

6. 自動車ターミナル事業者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

7. 自動車ターミナル事業者は、事業を廃止すれば、その効力を生じない。

8. 法人の解散の決議又は総社員の同意は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

9. 運輸大臣は、当該休止若しくは廃止又は法人の解散が公衆の利便

を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。ただし、天災その他やむをえない事由に基く場合は、この限りでない。

(免許の取消)

第二十四条 運輸大臣は、自動車ターミナル事業者が次の各号の一に該当するときは、免許を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く处分又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二 第五条第二項各号の一に該當することとなつたとき。

三 第六条第一項の規定による申請に對して不認可の処分を受けたとき。

四 第八条第一項又は第九条第一項の検査の結果、不合格となつたとき。

第五章 専用自動車ターミナル
(設置等の届出)

第二十五条 自動車運送事業者は、専用自動車ターミナルを設置したときは、遅滞なく、次の事項を連輸大臣に届け出なければならない。

一 バスターミナルであるかト ラックターミナルであるかの別

二 名称及び位置

三 規模並びに構造及び設備の概要

四 その他運輸省令で定める事項

2 専用自動車ターミナルを設置した自動車運送事業者は、前項第二号若しくは第三号に掲げる事項について変更があつたとき、又は専用自動車ターミナルの使用を停止し、若しくは廃止したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(検査)

第二十六条 専用自動車ターミナルを設置した自動車運送事業者は、その構造及び設備について運輸大臣の検査を受け、これに合格しなければ、その使用を開始してはならない。

専用自動車ターミナルの位置又は規模を変更した場合についても、同様とする。

2 第九条第二項の規定は、前項の検査について準用する。

(準用規定)

第二十七条 第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、専用自動車ターミナルを設置した自動車運送事業者について準用する。

(道路運送法の適用)

第二十八条 専用自動車ターミナルに関する事項は、道路運送法第二十一条、第二十二条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第一項第三号の規定によることとする。

二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第四章 バスターミナルに関する特別規定

2 バスターミナル設置の指示

第二十九条 運輸大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業の路線が多数集中する地域において、バスター ミナルがないため一般公衆の利便及び一般乗合旅客自動車運送事業の健全な発達が著しく阻害されていると認めるときは、当該路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者の全部に対して、共

同して、バスターミナルの設置のため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

運輸大臣は、前項の規定による指示をした場合において、必要があると認めるときは、関係事業者間の協議について、あつせんすることができる。

2 第九条第二項の規定は、前項の検査について準用する。

(準用規定)

第三十条 前条第一項の規定による指示を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者は、その指示に基きバスターミナルの設置のためとするべき措置について、バスターミナル設置計画を作成し、これを運輸大臣に提出しなければならない。

2 バスターミナル設置計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 バスターミナルの名称、位置及び規模

二 一般自動車ターミナルであるかの別

3 バスターミナルを設置する者

(用地及び資金の確保に関する措置)

2 第三十一条 運輸大臣は、自動車ターミナルの設置(第三条の免許又は第二十九条第一項の規定による命令による指示に係るものに限る)及び第三十二条第一号の規定による命令に係る自動車ターミナルの改善について、用地及び資金の確保に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

運輸大臣は、前項の規定による指示をした場合において、必要があると認めるときは、関係事業者間の協議について、あつせんすることができる。

2 第三十二条 免許、許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

(免許等の条件)

前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該自動車ターミナル事業者に不当な義務を課する

(バスターミナル設置計画)

前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該自動車ターミナル事業者に不当な義務を課すこととなるものでなければならぬ。

2 バスターミナル設置計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

十四条又は第二十九条第一項の規定による処分については、運輸審議会にはかり、その決定を尊重してしなければならない。ただし、運輸審議会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

二 一般自動車ターミナルであるかの別

3 バスターミナルの名称、位置及び規模

(運輸審議会への諮問)

2 第三十三条 運輸大臣は、第三条、第十二条第一項、第二十条第一号又は第二十九条第一項の規定による処分をしようとするときは、建設大臣の意見をきかなければならない。

運輸大臣は、第三条、第十八条第一項又は第二十九条第一項の規

<p>定による処分をしようとするときは、関係都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。</p> <p>3 運輸大臣は、第二十九条第一項の規定による指示をしようとするときは、関係市町村長（特別区の区域に係る場合は、都知事）の意見をきかなければならぬ。（職権の委任）</p> <p>第三十七条 この法律に規定する運輸大臣の職権で運輸省令で定めるものは、陸運局長が行う。（適用除外）</p> <p>第三十八条 この法律は、鉄道事業又は軌道事業を經營する者がこれらの事業の用に供する乗降施設、積卸施設、荷捌施設その他の停車場内の施設を利用して設置する自動車ターミナルについては、適用しない。（報告及び検査）</p> <p>第三十九条 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、自動車ターミナル事業者に対しても、その事業に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に自動車ターミナル又は自動車ターミナル事業者の事務所に立ち入り、自動車ターミナルの構造若しくは設備の状況又は帳簿</p>	<p>書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第六章 罰則</p>
<p>第四十条 第十条第一項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十六条第一項の規定に違反して一般自動車ターミナルの供用を開始し、又は専用自動車ターミナルの使用を開始した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十一条 第三条の規定に違反して自動車ターミナル事業を經營した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>六 第三十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>五 第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（経過規定）</p> <p>四 第十六条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>三 第十五条の規定に違反した者（施行期日）</p>	<p>二 第十四条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十条又は第二十一条第一項の規定による命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>二 第十七条、第十九条第三項、第二十二条第五項又は第二十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。</p> <p>第四条 附則第二条第二項の規定により自動車ターミナル事業の免許を受けたものとみなされた者は、第一項の規定にかかるらず、使用料金又は供用約款の認可を受けなくとも、当該一般自動車ターミナルを供用することができる。その者がその期間内にこれらの規定による認可を申請した場合において、認可をした旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までも、同様とする。</p> <p>2 附則第二条第二項の届出をした一般自動車ターミナルについては、第一項の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。</p> <p>3 第四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p> <p>第三条 この法律の施行の際現に専用自動車ターミナルを使用している者は、前項の期間内に当該一般自動車ターミナルに関する事項を運輸大臣に届け出たときは、第三条の免許を受けたものとみなす。</p> <p>2 附則第二条第二項の届出をした一般自動車ターミナルについては、第一項の規定は、この法律の施行の日から三月間は、適用しない。</p> <p>3 前項に規定する一般自動車ターミナルについては、第二十条の規定は、この法律の施行の日から三年間は、適用しない。</p> <p>第五条 附則第二条第二項の規定により免許を受けたものとみなされた者及び附則第三条第一項の規定による届出をした自動車運送事業者は、この法律の施行の日から六月間は、第三条の規定による届出をした自動車運送事業者又は、この法律の施行の日から六月間は、第十三条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による掲示を怠つた者</p>	<p>二 第十七条、第十九条第三項、第二十二条第五項又は第二十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。</p> <p>第四条 附則第二条第二項の規定により自動車ターミナル事業の免許を受けたものとみなされた者は、第一項の規定にかかるらず、使用料金又は供用約款の認可を受けなくとも、当該一般自動車ターミナルを供用することができる。その者がその期間内にこれらの規定による認可を申請した場合において、認可をした旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までも、同様とする。</p> <p>2 附則第二条第二項の届出をした一般自動車ターミナルについては、第一項の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。</p> <p>3 第四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p> <p>第三条 この法律の施行の際現に専用自動車ターミナルを使用している者は、前項の期間内に当該一般自動車ターミナルに関する事項を運輸大臣に届け出たときは、第三条の免許を受けたものとみなす。</p> <p>2 附則第二条第二項の届出をした一般自動車ターミナルについては、第一項の規定は、この法律の施行の日から三月間は、適用しない。</p> <p>3 前項に規定する一般自動車ターミナルについては、第二十条の規定は、この法律の施行の日から三年間は、適用しない。</p> <p>第五条 附則第二条第二項の規定により免許を受けたものとみなされた者及び附則第三条第一項の規定による届出をした自動車運送事業者は、この法律の施行の日から六月間は、第三条の規定による届出をした自動車運送事業者又は、この法律の施行の日から六月間は、第十三条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による掲示を怠つた者</p>
<p>一 第十二条第一項、第十三条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十三</p>	<p>2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第四十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十二条第一項、第十三条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による掲示を怠つた者</p>

む。以下この項において同じ。)の規定にかかるらず、利用規程の認可を受けなくても、当該一般自動車ターミナルを供用し、又は当該専用自動車ターミナルを使用することができる。これらの者がその期間内に同項の規定による認可を申請した場合において、認可をした旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までも、同様とする。

2 附則第二条第二項の規定による届出をした一般自動車ターミナル及び附則第三条第一項の届出をした専用自動車ターミナルについては、第十四条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

3 前項に規定する自動車ターミナルについては、第十四条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日から三年間は、適用しない。ただし、当該自動車ターミナルの構造又は設備を変更した場合において、その変更に係る部分については、その変更後は、この限りでない。

(運輸省設置法の一一部改正)

第六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

四十の二 自動車ターミナル事業を免許し、及び自動車ターミナルに閑し許可又は認可をすること。

第六条第一項第十一号の六の次に次の一号を加える。

十一の七 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第一号)の規定により運輸審議会にはあることを要する事項

第二十八条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 自動車ターミナルに関すること。

第五十二条第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 自動車ターミナルに関すること。

(土地収用法の一一部改正)

第七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第九号の次に次の一号を加える。

九の一 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第一号)

第三条の免許を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設

○大倉精一君登壇、拍手】

日本觀光協会法案についてその要旨を申し上げます。

第一点は、日本觀光協会は、日本国有鉄道、地方公共団体、旅客運送業者、ホテル業者、旅館業者、旅行あつせん業者及びこれらの団体等を会員とする特殊法人としたことであります。

第二点は、役員として会長、副会長、理事及び監事を置き、そのうち会長、副会長及び監事は運輸大臣の任命とし、理事の任命は、運輸大臣の認可を受け、会長が行うこととしたことがあります。

第三点は、会員の互選により選出されたもので組織する運営委員会を置きまして、定款の変更、会費の額及び徵収方法、その他定款で定める事項の議決並びに重要事項の調査審議をすることといたします。

第四点は、協会に対する政府の助成措置でありますが、まず事業の円滑な運営のため補助金を交付することができることとしたほか、課税の減免をはかつておることであります。

最後に、協会の設立に関し、財團法

人国際觀光協会及び社団法人全日本観

光連盟から、それぞれ設立委員に対し、一切の権利義務を承継してほしい旨の申し出があつた場合は、運輸大臣が審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、日本觀光協会法案についてその要旨を申し上げます。

以上がこの法律案のおもな事項であります。

次に、委員会における質疑のうち、おもな点について申し上げます。

まず第一点は、觀光事業の振興のため本協会を作ることにした運輸大臣の構想についてであります。これに対する大臣の答弁は、觀光事業を他の重要な産業と同様にりっぱな産業として育成発展させ、貿易外取入の面に役立たせたいと思い、当初、政府から十億円の出資を行い、それを基金に、ゼットロのよろな運営方針で觀光事業を進めた

の過程において、当初の案とはほど遠いものとなつたが、将来は、当初に考えたような構想を実現に持つていただきたいと思っていました。しかし、本法案立案の過程において、当初の案とはほど遠い所存であるとのことありました。

次に、本協会の業務及び予算規模についての質問に対しまして、運輸大臣は、当初の考えでは、海外宣伝のはかりましたところ、江藤委員、柴谷委員より本法律案に賛成の意見が述べられ、なお江藤委員より、わが國觀光事業の急速な整備をはかる要がありとし、次に附帯決議案を提案されました。すなわち

国際観光事業の振興を計るために
はささらに日本観光協会の業務を拡充
する必要があると認められる。依つ
て政府は、昭和三十五年度を期し、
より財政的基礎を強化確立すると共
に、ホテル等を中心とする受入施設
の整備を行わしむるよう特別の
措置を講すべきである。

これをもつて討論を終りまして、本
法律案の採決に入りましたところ、全
会一致をもつて原案通り可決すべきも
のと決定いたしました。続いて附帯決
議案について採決いたしましたとこ
ろ、これまた全会一致をもつてこれを
本委員会の決議とすることに決定いた
しました。

以上、御報告申し上げます。

次に、自動車ターミナル法案につい
て申し上げます。

本法法律案の要旨は、最近における自
動車輸送の発達、ことに定路線のバ
ス、トラック事業の路線網の普及に伴
いまして、路線の集中する地點に、旅
客の乗りかえまたは貨物の積みかえ
のための施設を設け、これら路線網を
輸送需要に最も適合するよう積極的に
形成し、一般利用者、公衆の便宜をは
かろうとするものであります。この施
設が自動車ターミナルであります。
自動車ターミナルは、路面その他一般
交通の用に供する場所以外を使用する

車ターミナル事業は、無償供用の場合
を除き、免許を要することとなつてお
ります。また、専用自動車ターミナル
とは、バス事業者、定路線トラック業
者がその事業の用に供するため設くる
ものであります。事業の一施設であ
りますので、この法律案では、その設
置を自由にし、ただ設備、構造の検
査、管理、利用規約についてのみ法規
制を加えておるにすぎません。

そのほか、この法律案は、自動車ター
ミナル事業の設定、工事計画、料金そ
の他供用約款等、監督規定で構成され
ておりますが、これら諸規定のうち特
別な事項といたしましては、一般自動
車ターミナルが周辺にあるにかかわら
ず、これを使用しない自動車運送事業
者に対しても、ターミナルの使用を命じ
得ること、及びバス路線が多数集中し
ておられます地区において、バスターミ
ナルがない場合、全部の関係バス事業
者に対して共同のバスターミナルを設
置するよう運輸大臣が指示することが
できることとしている点であります。

なお、自動車ターミナル事業及び運輸
大臣の指示を受けて設けるバスター
ミナルについては、広範囲なものと
いっては、住民の権利を十分尊重し、相
互に納得の上でやつてゆきたいとのこ
とになつております。この法案で

は、自動車ターミナルを一般自動車
ターミナルと専用自動車ターミナルと
に分けております。一般自動車ターミ
ナルとは、使用者を限定せず、一般に供
用せるものであります。この事業
を自動車ターミナル事業といい、自動
車ターミナル事業は、無償供用の場合
を除き、免許を要することとなつてお
ります。また、専用自動車ターミナル
とは、バス事業者、定路線トラック業
者がその事業の用に供するため設くる
ものであります。事業の一施設であ
りますので、この法律案では、その設
置を自由にし、ただ設備、構造の検
査、管理、利用規約についてのみ法規
制を加えておるにすぎません。

そのほか、この法律案では、その設
置を自由にし、ただ設備、構造の検
査、管理、利用規約についてのみ法規
制を加えておるにすぎません。

まず最初に、政府の自動車ターミナ
ルに対する助成方針についての質疑に
対し、政府委員は、自動車ターミナル
は路線網の中心となる施設であるので、
適当な場所に設置されるよう積極的に
助成して、ターミナル設置の促進をは
かっていきたいとの答弁であります
た。次に、バスターミナルは、設置す
べき場所から考えてみても、おおむね
市街の繁華な場所で、地価も高く、
ターミナル事業だけで経営が成り立つ
てゆきかどうかとの質疑に対し、政府
委員の答弁は、バスターミナルは設置
個所から見て巨額の建設費が必要であ
り、また、その上、利用料金は運賃との
関連から認可制をとることとなつてお
り、すべてのバスターミナルが収支相
償のものとは考えられないので、思
切った助成策が必要であると思つてい
ることであります。第三に、用
地及び資金の確保に関するいかなる考
えであるかとただしましたところ、資
金の確保については、広範囲なものと
いっては、住民の権利を十分尊重し、相
互に納得の上でやつてゆきたいとのこ
とであります。

以上で討論を終了し、直ちに採決に
入りましたところ、本法律案は全会一
致をもちまして原案通り可決すべきも
のと決定いたしました。なお、附帯決
議案について採決いたしましたと
て、報告する。

右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

警察法の一部を改正する法律案
の決定いたしました。なお、附帯決
議案について採決いたしましたと
て、報告する。

昭和三十四年三月五日

地方行政
委員長 館 哲二

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、警察庁に附置されている科学捜査研究所の名称を科学警察研究所に改め、その所掌事務に少年の非行防止、交通事故の防止等に関する研究及び実験を加えようとするもので、概ね妥当なものと認めた。

二、費用

本法施行のための所要費用は、

科学警察研究所拡充に伴うもの約

八百万円、定員増に伴う人件費約三百萬円、計約千百万円で昭和三十四年度予算に計上されている。

警察法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十四年二月十七日

衆議院議長 加藤鑑五郎

警察法の一部を改正する法律案

参議院議長 松野鶴平殿

警察法の一部を改正する法律案

参議院議長 松野鶴平殿

警察法の一部を改正する法律案
十二号)の一部を次のよきに改正する。

第二十八条見出しを含む。)中「科学捜査研究所」を「科学警察研究所」に改め、同条第二項を次のよきに改める。

2 科学警察研究所は、左に掲げる事務をつかさどる。

一 科学捜査についての研究及び実験並びにこれらを応用する鑑定及び検査に關すること。

二 少年の非行防止その他犯罪の防止についての研究及び実験に關すること。

三 交通事故の防止その他交通安全についての研究及び実験に關すること。

四 防止についての研究及び実験に關すること。

五 交通事故の研究及び実験に關すること。

六 交通事故の研究及び実験に關すること。

七 交通事故の研究及び実験に關すること。

八 交通事故の研究及び実験に關すること。

九 交通事故の研究及び実験に關すること。

十 交通事故の研究及び実験に關すること。

十一 交通事故の研究及び実験に關すること。

十二 交通事故の研究及び実験に關すること。

十三 交通事故の研究及び実験に關すること。

十四 交通事故の研究及び実験に關すること。

十五 交通事故の研究及び実験に關すること。

十六 交通事故の研究及び実験に關すること。

十七 交通事故の研究及び実験に關すること。

十八 交通事故の研究及び実験に關すること。

十九 交通事故の研究及び実験に關すること。

二十 交通事故の研究及び実験に關すること。

二十一 交通事故の研究及び実験に關すること。

次のように改正する。

「協会」を「基金」に改める。

第五条第四項中「前項」を「第三項」

に改め、同項を同条第六項とし、

同条第三項の次に次の二項を加える。

四 前項の規定は、港湾工事を行う

ことが技術的に極めて困難であ

り、かつ、国が自ら当該港湾工事

を行うことが適当であると認めら

れる港湾で政令で指定するものに

ついて準用する。

五 港湾法第五十三条の規定は第三

項(前項において準用する場合を

含む)の規定により行つた港湾工

事によって生じた土地又は工作物

について、同法第五十四条の規定

は同項(前項において準用する場

合を含む)の規定により行つた港

湾工事によって生じた港湾施設

を可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

め、同条第七項中「第三項」を「第六項」に改め、同条第八項中「奄美群島信用基金」に改め、同条第九項を削り、同条第十項に次の二号を加え、同項を同条第九項とする。

四 奄美群島において第二条第一項に掲げる事業を行ふ中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けること

を困難とするものに対する小口の事業資金の貸付

に、それぞれ」を加え、同条第八項

中「第六項」を「第八項」に改め、同項

を同条第十項とし、同条第三項から

三人に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項から同条第十七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十条の三第一項を次のよきに改める。

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条6

に基づき、アメリカ合衆国政府から

移転を受けた債権で、奄美群島復興信用保証協会が国から承継し、

奄美群島復興信用保証協会に対し

て国から出資されたものとされた

ものの額に相当する額及び国が奄

美群島復興信用保証協会に対して

出資した二千五百円は、前条第

九項第一号から第三号までに掲げ

る業務及びこれに附隨する業務

のいづれかの業務に要する資金に

余裕を生じたときは、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、

当該余裕金を他の業務に要する資

金に充てることができる。

第十条の四第四項を次のよきに改める。

4 基金は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、これを積立金として積み立てなければならない。第十九条の四第五項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5 基金は、毎事業年度の損益計算上損失金を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、これを繰り欠損金として整理しなければならない。

6 基金は、第四項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付しなければならない。

7 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

8 第四項の利益金及び第五項の損失金の計算の方法その他基金の經理並びに第六項の規定による納付金に関する必要な事項は、政令で定める。

第十一条の五中「第三項及び第四項」を「第四項から第六項まで」に、「第五項」を「第九項」に、「第十項」を「第九項」に改める。

1 附則
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 この法律による改正前の第十一条の二第一項の規定により設置された奄美群島復興信用保証協会は、この法律の施行の日において、この法律による改正後の同条同項に規定する奄美群島復興信用基金となるものとし、この法律の施行の際現に奄美群島復興信用保証協会の理事長、理事又は監事である者は、それぞれその際との法律による改正後の第十条の二第十項の規定により、奄美群島復興信用基金の理事長、理事又は監事として任命されたものとする。

3 前項に規定する奄美群島復興信用保証協会は、奄美群島復興信用保証協会を「奄美群島復興信用基金」に改める。

4 この法律による改正後の第十一条の二第一項の規定によりあらたに任命される奄美群島復興信用基金の理事の任期は、この法律による改正後の第十条の二第二十項の規定により、奄美群島復興信用基金の理事長として任命されるものとする。

5 前項に定めるものはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

6 登録税法（明治二十九年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一号中「奄美群島復興信用保証協会」を削る。

第七十二条の四第一項第二号中「中小企業信用保険公庫」の下に「奄美群島復興信用基金」を加える。

7 第十九条第七号中「奄美群島復興信用保証協会」を「奄美群島復興信用基金」に改める。

8 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ六中「奄美群島復興信用保証協会」を「奄美群島復興信用保証協会」に改める。

9 法人税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「奄美群島復興信用保証協会」を「奄美群島復興信用基金」に改める。

10 第七十二条の五第一項第四号及び第二百九十六条第一号中「奄美群島復興信用保証協会」を削る。

1 附則
この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。
(経過規定)
2 この法律の施行の際公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）の理事長である者は、その際改正後の公営企業金融公庫法（以下「新法」という。）第十二条第一項の規定により公庫の総裁として任命されたものとみなす。

3 前項に規定する公庫の総裁の任期は、新法第十二条第一項の規定にかかるわらず、同項の任期からその後者が公庫の理事長として在任した期間を控除した期間とする。

○館哲二君登壇、拍手

○館哲二君　ただいま議題となりまし

た警察法の一部を改正する法律案外二

件について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

警察法の一部を改正する法律案は、最近における少年の非行の著しい増加と悪質化の傾向、また、交通状況の著しい変化などに対応するため、警察庁に附置されております科学捜査研究所の所掌事務に、従来の科学捜査についての研究、実験などのほか、少年の非行防止、交通事故の防止などに関する研究及び実験を加えるとともに、その名称を科学警察研究所に改めようとするものであります。

本法案に附置して、これに対し貸付に必要な資金として一億円を出資するものとすることなどをおもな内容とするものであります。

年度におきまして、これに対し貸付に必要な資金として一億円を出資するものとすることなどをおもな内容とするものであります。

月三日、青木国務大臣から提案理由の説明を聞きました後、当局との間に、慎重審査を行いましたが、その詳細につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

月二十四日、青木国務大臣から提案理由の説明を聞いた後、当局との間に、慎重審査を行いましたが、その詳細につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

次に、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案は、奄美群島の特殊事情にかんがみまして、特定の港湾について、国がみずから港湾工事を行なうことができることとし、また奄美群

島における金融の円滑化をはかるために奄美群島信用保証協会を奄美群島復興信用基金に改組し、信用保証業務の融通、税負担の軽減、価格の安定等所要の措置を講ずること。

二、群島の主要産業である糖業についての融通、税負担の軽減、価格の安定等所要の措置を講ずること。

右決議する。

といふものであります。

採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたします。

次いで、小柳君提出の附帯決議案は、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決した次第であります。

第三に、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案は、公営企業金融公庫の資本金を現在の十億円から十五億円に増額するとともに、同公庫の理事長を他の金融公庫におけると同様に総裁に改めようとするものであります。

地方行政委員会におきましては、三月三日、青木国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、当局との間に、慎重審査を行いましたが、その詳細につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

本法案に附置して、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

○議長(松野鶴平君) 次に、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

まず、警察法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 次に、奄美群島

農業災害補償法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致をもつて可決せられました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長秋山俊一郎君。

審査報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 次に、奄美群島

農業災害補償法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

昭和三十四年三月六日

衆議院議長 加藤錦五郎

参議院議長 松野鶴平殿

農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案

農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律

まず、農業災害補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十二年、農業災害補償法が施行され、その後たびたび改正が加えられて今日に至っています。

しこりして、農業災害補償制度の一環である家畜共済につきましては、法律の規定により、本年四月、共済掛金の料率の改訂を行わなければならぬことになつておりますので、この機会を次のように改正する。

第二条第一項中「申請により、当該農山漁村に電気を導入するための」を「申請に基き、その事業により電気が導入されることとなる地域を管轄する市町村長の意見をきいて、」に改める。

第五条中「開拓地及び」を「開拓地」に改め、「離島振興対策実施地域」の下に「その他経済的に遅れておる、かつ、電気の導入に関する条件が著しく悪いため農林漁業金融公庫からの資金の貸付のみでは電気を導入することが困難であると認められる地域」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

○秋山俊一郎君 ただいま議題となりました農林水産関係の四つの法律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

この法律は、公布の日から施行する。

〔秋山俊一郎君登壇、拍手〕

率改訂によつて疾病傷害部分の料率が上昇する地域内に住所を持つ組合員等について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案でありまして、乳牛につきましては、料率改訂によつて疾病傷害部分の料率が上昇する地域内に住所を持つ組合員等について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

次に、他の三つの法律案について申上げます。

まず、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案であります。

現行法は、いわゆる未点灯の農山漁村に電気の導入を促進するため、昭和二十七年に制定され、一般農山漁村に対し、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案であります。

以上、これが詳細は会議録に譲ることを御了承願い、報告を終ります。

〔拍手〕

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて四案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十五、農

林省設置法の一部を改正する法律案、日程第十六、水産庁設置法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。

農林省設置法の一部を改正する法律案を添えて、報告を求めます。内閣委員長永岡光治君。

か、林木育種事業を組織的に行な

ため林野庁の附屬機関として、林木育種場を設置しようとするものであつて、その措置は妥当と認め

る。

昭和三十四年二月二十六日
参議院議長 加藤録五郎

二、費用

本法律施行に伴う昭和三十四年

度予算増は約七千三百万円であつて、同年度予算に計上されています。

る。

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

4 林木育種場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織について、農林省令で定める。

昭和三十四年四月一日から施行する。

参議院議長 加藤録五郎

衆議院議長 加藤録五郎

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律

五百五十三号)の一部を次のように改正する。

第六十四条の表中「京都農地事務局

名古屋農地事務局(名古屋市、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)を右の内閣提出案は本院においてこれに改める。

第三十七条の表中

京都農地事務局

京都市、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

を

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十三年法律

第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「三部」を「四部」に、「生

産部」を「漁港部」に改める。

昭和三十四年三月六日
内閣委員長 千葉 信

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十三年法律

第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十号から第十一号まで

を削り、同条の次に次の二条を加え

る。

(漁港部)

木育種場の支場を設けることがで

きる。

4 林木育種場の内部組織並びに支

場の名称、位置及び内部組織につ

いては、農林省令で定める。

昭和三十四年二月十七日
参議院議長 加藤録五郎

衆議院議長 加藤録五郎

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律

五百五十三号)の一部を次のように改

正した。よつて要領書を添えて、報

告する。

昭和三十四年三月六日
内閣委員長 千葉 信

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律

五百五十三号)の一部を次のように改

正する。

第五条中「三部」を「四部」に、「生

産部」を「漁港部」に改める。

昭和三十四年三月六日
内閣委員長 千葉 信

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律

五百五十三号)の一部を次のように改

正する。

第五条中第十号から第十一号まで

を削り、同条の次に次の二条を加え

る。

よつて国会法第八十三条により送付

する。

昭和三十四年二月十七日
参議院議長 加藤録五郎

衆議院議長 加藤録五郎

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律

五百五十三号)の一部を次のように改

正する。

第五条中第十号から第十一号まで

を削り、同条の次に次の二条を加え

る。

(漁港部)

第五条の二 漁港部においては、左

の事務を掌る。
一 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行ふ者に対する許可、認可、指導監督及び助成に関する事務を処理すること。

二 漁港の区域に係る海岸保全区

域内における海岸保全施設の新設若しくは改良を行い、又は海岸

施設の新設、改良及び災害復旧

を行ふ者に対する指導監督及び

助成に関する事務を処理すること。

3 農林大臣は、林業講習所の事務

を分掌させるため、所要の地に林業講習所の支所を設けることがで

きる。

第六十四条の三を第六十四条の四

とし、第六十四条の二の次に次の二

条を加える。

3 農林大臣は、林木育種場の事務

を分掌させるため、所要の地に林

木育種場の事務を設置するほ

を可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

昭和二十四年二月十一日 参議院会議録第十五号 農林省設置法の一部を改正する法律案外一件

二七三

二 漁港の区域における公有水面

の埋立の認可に関する事務を処理すること。

四 前三号に掲げるものの外、漁港の指定、漁港の整備計画その他の漁港に関する事務を処理する

こと。
附 則
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

〔永岡光治君登壇、拍手〕

○永岡光治君 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案及び水産庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会に

おける審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

また、農林省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正の第一点は、農地行

政関係事務の増加に即応して、その処理の円滑化をかかるため、名古屋市に、岐阜、愛知及び三重の三県を管轄する名古屋農地事務局を設置しようとする点であります。政府の説明するとこ

ろによりますと、現在、農地事務局

の事務量がかなり多く、今回、名古屋農地事務局管内の農地行政関係事務は、その事務量がかなり多く、今回、名古屋農地事務局の所轄区域に予定してある岐阜、愛知及び三

指定等により、漁港の維持管理の適正化をはかるため、他方、昭和三十一年に制定された海岸法に基いて、漁港に

連絡上の便宜をはかるため、この名古屋建設事務所を格上げして、管理及び

計画の部門を強化し、名古屋農地事務局を新設しようとするものであります。

改正の第二点は、林野庁の付属機関として林木育種場を設置しようとする

点であります。政府の説明するところによりますと、近年、わが国の木材需

要の増加の趨勢は特に顕著なものがあ

るので、政府は造林事業の拡充には特に努力してきたが、極力短期間に森

林資源の造成をはかるためには、林木の素質を改良して、その成長量を高め

ることが根本問題であり、従つて、林野

庁においては、昭和三十二年度より、

行政事務を円滑に処理するため、水産

庁に漁港部を新たに設けようとする

のであります。

政府の説明するところによります

と、わが国の水産業の発展を期するた

めには、種々の水産施策を推進しなけ

ればならぬが、特に、漁業の生産基盤

である漁港について、すみやかにその

整備をすることが重要な施策の一つで

あります。漁港行政については、漁港に開

する基本法として、昭和二十五年に漁港法が制定され、それ以来、この法律

に基づいて指定された漁港は二千六百八

十港の多きに達し、そのうち、現在、

六百四港が漁港整備計画に従い漁港修

築事業を推進し、また、漁港管理者の

申し上げます。

〔永岡光治君登壇、拍手〕

○永岡光治君 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案及び水産庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会に

おける審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

また、農林省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正の第一点は、農地行

政関係事務の増加に即応して、その処理の円滑化をかかるため、名古屋市に、岐阜、愛知及び三重の三県を管轄する名古屋農地事務局を設置しようとする点であります。政府の説明するとこ

ろによりますと、現在、農地事務局

の事務量がかなり多く、今回、名古屋農地事務局管内の農地行政関係事務は、その事務量がかなり多く、今回、名古屋農地事務局の所轄区域に予定してある岐阜、愛知及び三

く、よって直ちにこの二法律案を一括して採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと認決せられました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって両案は全会一致をもつて可決せられました。

〔島清君登壇、拍手〕

○島清君 ただいま議題となりました

二法案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

また、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

官 報 (号 外)

この保険公庫は、昨年七月、政府出資と旧特別会計の資産を承継して発足し、信用保証協会の業務上に必要な資金の貸付業務と、その保証に対する保険などを行なっておりますが、このうち保証協会に対する貸付業務として、三十億円を貸し付けており、これによって、保証協会の保証規模の拡大、保証料率の引き上げ等の面におきまして効果をあげております。しかしながら、中小企業の資金需要はすこぶる旺盛であり、これとともに保証需要も増加の傾向にありますので、信用保証協会の保証原資をさらに増強して、保証能力の拡充をはかる必要があります。

第一は、中小企業信用保険公庫に対して、昭和三十四年度において政府の出資金を十億円増額し、これを融資基金に充てようとするものであります。第一は、同公庫に対する今回の政府

出資が産業投資特別会計から支出されることになりますので、これに伴い必要とされる国庫納付金に関する規定を新たに設け、毎事業年度の損益計算上における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

また、「今回、商工中金の預金受け入れ先のほかに、中小企業者を中心とする構成員とする団体またはその構成員の事業の発達をはかるため必要な施設を行う法人であつて、金庫が主務大臣の認可を受けた余裕金の短期貸付を行なつたもの、あるいは同金庫の貸付業務にかかる債権を保全する必要がある場合は、その債権にかかる債務者のうち命令をもつて定めるもの、あるいは商工債券の応募者または買入者をしようとする者等からの預金の受け入れができるようにすることであります。その他、商工債券の保護預かり先の追加、受託業務の対象範囲の拡大、商工中金に対する所屬団体の出資口数の最高限度の引き上げを行い、さらに金庫の自己持ち分の取得についての道を開くとともに、環境衛生同業組合の範囲を限定するため、所要の措置を講じております。

次に、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。質疑を終了し、討論採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

しかししながら、中小企業の資金需要はすこぶる旺盛であり、これとともに保証需要も増加の傾向にありますので、

新たに設け、毎事業年度の損益計算上における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

当委員会の審議の過程におきましては、公庫の保証協会に対する貸付基準の問題と、それに関連して、各保証協会の業務並びに経理面の改善、保証料率の引き下げ、保証手続の簡素化等の問題が論議の中心となりましたが、それらの詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

また、「今回、商工中金の預金受け入れの取引範囲を拡大したことは、信

用金庫や相互銀行等と互いに業務分野に相当する金額を国庫に納付することにしております。

新規に設け、毎事業年度の損益計算上の利益が生じた場合は、その百分の五十部を改正する法律案について申し上げます。

出資が産業投資特別会計から支出されることになりますので、これに伴い必要とされる国庫納付金に関する規定を新たに設け、毎事業年度の損益計算上における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この保険公庫は、昨年七月、政府出資と旧特別会計の資産を承継して発足し、信用保証協会の業務上に必要な資金の貸付業務と、その保証に対する保険などを行なつておりますが、このうち保証協会に対する貸付業務として、三十億円を貸し付けており、これによって、保証協会の保証規

模の拡大、保証料率の引き上げ等の面におきまして効果をあげております。しかししながら、中小企業の資金需要はすこぶる旺盛であり、これとともに保証需要も増加の傾向にありますので、信用保証協会の保証原資をさらに増強して、保証能力の拡充をはかる必要があります。

第一は、中小企業信用保険公庫に対し、昭和三十四年度において政府の出資金を十億円増額し、これを融資基金に充てようとするものであります。第一は、同公庫に対する今回の政府

出資が産業投資特別会計から支出されることになりますので、これに伴い必要とされる国庫納付金に関する規定を新たに設け、毎事業年度の損益計算上における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

当委員会におきましては、中小企業者を中心とする構成員とする団体またはその構成員の事業の発達をはかるため必要な施設を行う法人であつて、金庫が主務大臣の認可を受けた余裕金の短期貸付を行なつたもの、あるいは同金庫の貸付債権の保全といふ目的に限定してあります。第二は、預金の受け入れの競争をもつて、現在検討しているとの答弁がございました。また、「今回、商工中金の預金受け入れ先のほかに、中小企業者を中心とする構成員とする団体またはその構成員の事業の発達をはかるため必要な施設を行う法人であつて、金庫が主務大臣の認可を受けた余裕金の短期貸付を行なつたもの、あるいは同金庫の競争をもつて、その債権にかかる債務者のうち命令をもつて定めるもの、あるいは商工債券の応募者または買入者をしようとする者等からの預金の受け入れができるようになることであります。その他、商工債券の保護預かり先の追加、受託業務の対象範囲の拡大、商工中金に対する所属団体の出資口数の最高限度の引き上げを行い、さらに金庫の自己持ち分の取得についての道を開くとともに、環境衛生同業組合の範囲を限定するため、所要の措置を講じております。

以上が本法律案の概要であります。本法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。右二法案について御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長加藤正人君。

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長加藤正人君。

審査報告書

特別鉛害復旧特別会計法を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月五日

大蔵委員長 加藤 正人

参議院議長 松野鶴平殿

官報(号外)

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、特別鉱害復旧臨時措置法の失効に伴い、特別鉱害復旧特別会計法を昭和三十三年度限り廃止しようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しないが、昭和三十四年度一般会計予算歳入に本特別会計整理収入として六千五百万円が計上されている。

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「アルコール専売事業特別会計及び特別鉱害復旧特別会計」を「及びアルコール専売事業特別会計」に改める。

第十四条第六号を削る。

昭和三十四年二月二十七日
衆議院議長 加藤鎌五郎
参議院議長 松野鶴平殿

特別鉱害復旧特別会計法を廃止する法律案

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

昭和三十四年二月二十七日
衆議院議長 加藤鎌五郎
参議院議長 松野鶴平殿

附 則

特別鉱害復旧特別会計法を廃止する法律

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 特別鉱害復旧特別会計の昭和三十一年度分の収入及び支出並びに

昭和三十一年度及び昭和三十三年度の決算に關しては、なお従前の例による。

3 特別鉱害復旧特別会計の昭和三十一年度の出納の完結の際同会計に屬する資産及び負債は、その出納の完結の際、一般会計に帰属するものとする。

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「アルコール専売事業特別会計及び特別鉱害復旧特別会計」を「及びアルコール専売事業特別会計」に改める。

第十四条第六号を削る。

審査報告書

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理

基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年二月二十七日

大蔵委員長 加藤 正人
参議院議長 松野鶴平殿

衆議院議長 加藤鎌五郎
参議院議長 松野鶴平殿

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は国債の元金償還のため基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する

昭和二十九年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月六日

参議院議長 松野鶴平殿
代理理事 山本 米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、特定多目的ダム建設

工事特別会計において、多目的ダム建設工事の施行上密接な関連のある工事で、国が委託に基き施行するものに關する経理をも行うことが出来るところとしてある。

のであつて、適当な措置と認めらる。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、特定多目的ダム建設

工事特別会計において、多目的ダム建設工事の施行上密接な関連のある工事で、国が委託に基き施行するものに關する経理をも行うこ

とが出来るところとしてある。

のであつて、適当な措置と認めらる。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、特定多目的ダム建設

工事特別会計において、多目的ダム建設工事の施行上密接な関連のある工事で、国が委託に基き施行するものに關する経理をも行うこ

とが出来るところとしてある。

のであつて、適當な措置と認めらる。

要領書

特定多目的ダム建設工事特別会計
法の一部を改正する法律案
一 計法の一部を改正する法律

特定多目的ダム建設工事特別会計
法(昭和三十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「多目的ダム建設工事」という。)」の下に「並びにこれら工事の施行上密接な関連のある工事で國が委託に基き施行するもの(以下「受託工事」という。)」を加える。

第三条中「受益者負担金」の下に「受託工事に係る納付金」を、「多目的ダム建設工事に要する費用」の下に「受託工事に要する費用」を加える。

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第一条及び第三条の規定は、昭和三十四年度の予算から適用する。

審査報告書

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする緑入金に関する法律案と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月六日

大蔵委員長 山本 米治
代理理事 長松野鶴平殿

参議院議長松野鶴平殿
要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、漁船乗組員給与保険法による給与保険の再保険事業に係る保険事故が異常に発生したこととに伴い、漁船再保険特別会計に生じた損失をうめるため、昭和三十四年度において、一般会計から緑入金ができる措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
昭和三十四年度本特別会計予算の給与保険勘定に、一般会計から受入金として、三千二百五十分円が計上されている。

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度において、一般会計から、三千二百五十分円を限り、漁船再保険特別会計の給与保険勘定に繰り入れることができる。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

○加藤正人君登壇、拍手

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条规定する。

昭和三十四年二月二十七日

衆議院議長松野鶴平殿
加藤鑑五郎

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする緑入金に関する法律案と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月六日

大蔵委員長 山本 米治
代理理事 長松野鶴平殿

参議院議長松野鶴平殿
要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、漁船乗組員給与保険法による給与保険の再保険事業に係る保険事故が異常に発生したこととに伴い、漁船再保険特別会計に生じた損失をうめるための一般会計から緑入金に関する法律案と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

二、費用
昭和三十四年度本特別会計予算の給与保険勘定に、一般会計から受入金として、三千二百五十分円を限り、漁船再保険特別会計の給与保険勘定に繰り入れることができる。

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度において、一般会計から、三千二百五十分円を限り、漁船再保険特別会計の給与保険勘定に繰り入れることができます。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

○加藤正人君登壇、拍手

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条规定する。

昭和三十四年二月二十七日

衆議院議長松野鶴平殿
加藤鑑五郎

特別会計に繰り入れがあつたものとみなしといふ二つの特例措置が講ぜられてきたのでございます。本案は、国債償還の状況にかんがみ、かつ経理の簡素化をはかるため、この特例措置を昭和三十四年度においても適用しようとすることになります。特別鉛害復旧臨時措置法は、復旧工事の完了に伴い、昨年三月末日をもつて失効したのであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、両案一括して、討論、採決の結果、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

特定多目的ダム法の規定に基づき、國が行う多目的ダム建設工事に密接に関連する電気事業者または地方公共団体等が行う発電または灌漑用専用施設等の建設工事等は、國が委託を受けて実施しているのであります。これらの受託工事の実施につきましては、國は設計監督等の管理事務のみを行ひ、工事の請負等に伴う債務は一切委託者が負担し、本特別会計の歳入歳出として経理されていないのであります。しかるに、この種の受託工事が増加しつつあるのみならず、工事の一元的統制と工事実施に関する責任関係を明確にし

ます。特別鉛害復旧特別会計法を廃止する法律案について申し上げます。

本特別会計は、特別鉛害復旧臨時措置法に基く特別鉛害復旧工事に関し、金特別会計に納付し、一般会計から同

錦木 万平君	萬浦 鹿藏君	鈴木 強君	坂本 昭君
江藤 智君	三太與吉郎君	相澤 重明君	松永 忠二君
館 常夫君	後藤 義隆君	森 元治郎君	鈴木 齊君
田中 賢穂君	山本 米治君	大河原一次君	久保 等君
小柳 牧衛君	苦米地英俊君	木下 友敬君	横川 正市君
斎藤 升君	井上 清一君	成瀬 輝治君	伊藤 順道君
石坂 豊一君	小山邦太郎君	阿具根 登君	矢崎 三義君
草葉 隆圓君	植竹 春彦君	大倉 精一君	江田 三郎君
大野木秀次郎君	川村 松助君	栗山 良夫君	小笠原三三男君
黒川 武雄君	松村 秀逸君	藤田藤太郎君	天田 勝正君
野村吉三郎君	太島 虎藏君	市川 房枝君	野坂 参三君
大沢 雄一君	柴田 栄君	安部 清美君	占部 秀男君
平島 敏夫君	宮田 重文君	北村 謙君	北條 勲八君
土田国太郎君	古池 信三君	横山 フク君	光村 善助君
追水 久常君	迫水 久常君	前田佳都男君	天坊 裕彦君
小幡 治和君	秋山俊一郎君	上林 忠次君	田畠 金光君
安井 謙君	伊能繁次郎君	勝俣 真一君	龜田 得治君
岩沢 忠恭君	杉原 荒太君	小酒井義男君	小島 清君
吉野 信次君	太村篤太郎君	上條 愛一君	片岡 文重君
堀木 錦三君	國務大臣	山田 節男君	湯山 勇君
泉山 三六君	外務大臣	藤山愛一郎君	宮澤 兼人君
佐野 廣君	文部大臣	大村篤太郎君	松澤 兼人君
森中 守義君	農林大臣	橋本 蘭伍君	高田なほ子君
	國務大臣	三浦 一雄君	内村 清次君

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
〔第十二号參照〕

昭和三十四年二月十二日

委員長 地方行政館 哲二
參議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、市町村職員共済

組合の発足の際、(1)健康保険組合の権利義務を承認した組合は、法定外のいわゆる附加給付を引き続いて行うことができること、

(2)短期給付に要する費用については、組合員より多額の負担をして、組合は引き続いているため、その二点について、昭和三十

四年十二月三十一日までの間特例が認められているが、その期間まで一年間延長しようとするものであつて、将来、地方公務員を通じた統一的な共済制度の確立が考慮されている折柄、その過渡的な措置として概ね妥当なものと認めた。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
科学技術会議設置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年二月十二日
内閣委員長 松野鶴平殿
代理理事 千葉 信

審査報告書

昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。
〔第十二号參照〕

昭和三十四年二月十二日

内閣委員長 加藤 正人
參議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、科学技術振興の重要性にかんがみ、政府の施策に一層の総合性をもたせるため、総理府に内閣総理大臣を議長とする科学技術会議を設置しようとするもので、適切の措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行に伴う経費として、昭和三十四年度予算には六百一十七万円が計上されている。

休日に当るため、その翌日まで期

附帶決議

科学技術会議の運営に当つては
 一、基礎研究を重視すること。
 二、学問研究の自由を確保すること。

審査報告書

憲法調査会法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年二月十三日

内閣委員長 千葉 信
代理理事

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、憲法調査会の事務を円滑に処理するため、憲法調査会事務局の職員五人を増員しようとするものであつて、その措置は妥当と認める。

二、費用

本法律施行に伴い、年間約百九十万円を要するが、昭和三十三年度分については既に予算に計上されている。

昭和三十四年三月十一日 參議院會議錄第十五号

明治三十五年三月十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(但し良質紙は二十円)
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九段四三二二二三七七七